

令和4年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎議案補充説明

- (1) 議案第140号
「工事請負契約について（主要地方道桑名大安線（桑部橋）
道路改良（橋梁上部工）工事）」 … 1
- (2) 議案第143号
「工事請負契約の変更について（一般国道167号（磯部BP）
道路改良（恵利原五知トンネル（仮称）工事）」 … 4
- (3) 議案第145号
「一級河川の指定の変更に対する意見について」 … 6
- (5) (6)(7)(8)
議案第147号、148号、149号、150号
「県営都市公園指定管理者の指定について」 … 7

◎所管事項

- (1) 三重県汚水処理事業広域化・共同化計画（案）について …23
- (2) 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業
に係るモニタリングについて …45
- (3) 津駅周辺道路空間の整備、AIカメラの活用方針
及び適切な路面標示の維持管理について …57
- (4) 令和5年度予算の確保に向けた国への要望について …69
- (5) 三重県公共事業評価制度の見直しについて …70
- (6) 審議会等の審議状況について …75

≪別冊≫令和5年度予算の確保に向けた国への要望について（県土整備部関係分）

令和4年12月13日

県 土 整 備 部

◎議案補充説明

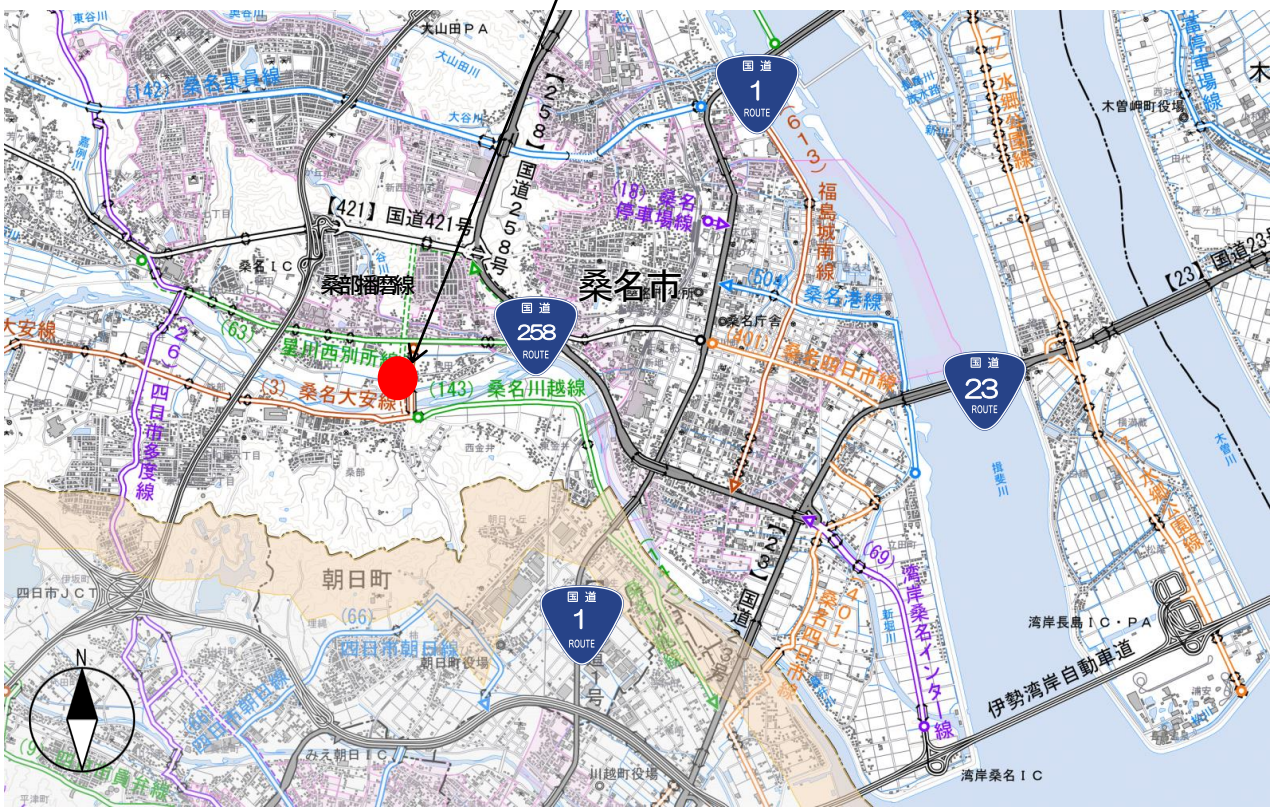
(1) 議案第140号「工事請負契約について（主要地方道桑名大安線（桑部橋）道路改良（橋梁上部工）工事）」

議案番号 第140号 工 事 請 負 契 約 に つ い て				
工 事 名	主要地方道桑名大安線(桑部橋)道路改良(橋梁上部工)工事			
施 工 場 所	桑名市大字稗田～桑名市大字桑部地内			
契 約 金 額	867,900,000 円(消費税等含む)			
請 負 者 住 所 氏 名	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店 支店長 霜 知宏			
契 約 工 期	議決日から 775 日間			
<u>工事内容</u> 橋長 L=183.5m 幅員 W=9.0(13.5)m 橋梁上部工(鋼4径間連続非合成鈹桁橋)N=1 橋 工場製作工 W=591.8t 鋼橋架設工(トラッククレーンベント架設)W=590.7t 床版工 V=681 m ³ 橋梁付属物工 N=1 式				
契 約 方 法	一般競争入札			
入 札 状 況	年 月 日	令和4年8月23日	評価値 1.52167 (最高値 1.52167 最低値 1.51528)	
	業 者 数	2	価 格	最低 867,130,000 円(消費税等含む) 788,300,000 円(消費税等抜き)
				最高 867,900,000 円(消費税等含む) 789,000,000 円(消費税等抜き)
回 数	1	予 定 価 格	927,637,700 円(消費税等含む) 843,307,000 円(消費税等抜き)	

【議案 第140号】

主要地方道桑名大安線(桑部橋)道路改良(橋梁上部工)工事
橋長 L=183.5m 幅員W=9.0(13.5)m
橋梁上部工(鋼4 径間連続非合成钣桁橋)N=1橋

位置図



現場状況写真



入札結果調書（総合評価 除算方式）

入札年月日 令和4年8月23日

工事番号 令和4年度 社会資本・地 第A010-02分0003号

工事名 主要地方道桑名大安線（桑部橋）道路改良（橋梁上部工）工事

施工場所 桑名市大字稗田 ～ 桑名市大字桑部地内

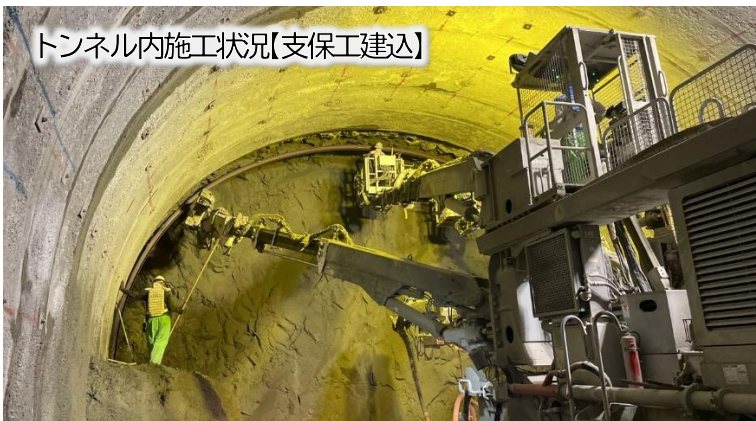
入札者		第1回			備考
		入札額	標準点+加算点	評価値	
1	JFEエンジニアリング株式会社 名古屋支店	789,000,000	120.06	1.52167	落札決定
2	宇野重工株式会社	788,300,000	119.45	1.51528	
<p>上記入札額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。 また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた技術評価点を入札額（千円単位）で除した値（小数点第六位以下切り捨て）です。</p>					

(2) 議案第143号「工事請負契約の変更について(一般国道167号(磯部BP)道路改良(恵利原五知トンネル(仮称))工事)」

議案番号 第143号 工事請負契約の変更について	
工事名	一般国道167号(磯部BP)道路改良(恵利原五知トンネル(仮称))工事
施工場所	志摩市磯部町恵利原～志摩市磯部町五知 地内
契約金額	変更前 6,851,196,000 円(消費税等含む) 変更後 7,726,794,900 円(消費税等含む)
請負者 住所氏名	津市栄町1丁目864番 前田・稲葉・磯部特定建設工事共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社 三重営業所 所長 水野 裕史
契約工期	令和元年10月18日～令和6年2月15日
工事内容	変更理由
施工延長 L=2,000.0m 幅員 W=6.5(7.5)m トンネル工 L=1,823.0m 内空断面積 A=57.8 m ² 掘削工(NATM(発破掘削・機械掘削)工法) V=139,000 m ³ 覆工コンクリート工 V=15,590 m ³ 坑門工 N=2 基 車道舗装工 A=12,463 m ² 排水工 L=3,586m 非常駐車帯 N=4 箇所 残土処理工 V=135,700 m ³ 道路工 L=177.0m 大型ブロック積工 A=491 m ²	①掘削・支保工の変更による増額 トンネル掘削を施工の際、当初の想定より、亀裂が入りやすく崩れやすい岩質であったため、トンネル構造をより強固に変更したこと等による増額を行うものである。 ②自然由来の汚染土壌に係る対策工事の増額 土壌汚染対策法の基準を超過するトンネルの掘削土が当初想定量より増加したことに伴い、対策工事を増工する必要があること等による増額を行うものである。
契約方法	随意契約

【議案 第143号】
位置図

一般国道167号(磯部BP)道路改良(恵利原五知トンネル(仮称))工事
 施工延長 L=2,000.0m 幅員 W=6.5(7.5)m
 トンネル工 L=1,823.0m 道路工 L=177.0m



(3) 議案第145号 一級河川の指定の変更に対する意見について

◎ 一級河川赤川の下流端の変更

雲出川中上流部の改修により、「中村川への合流点」から「雲出川への合流点」に変更となったもの

◎ 一級河川赤川の上流端の名称変更

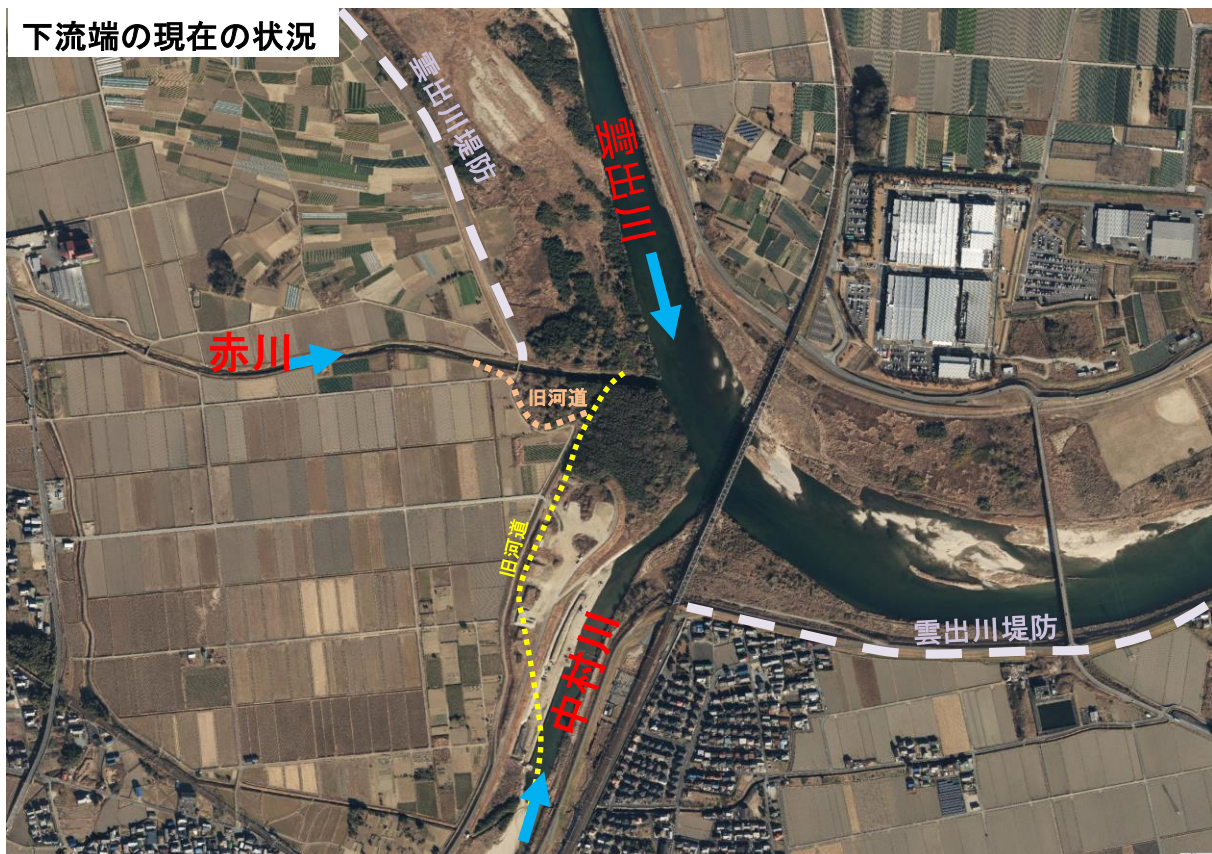
土地改良による換地処分によって地番名称の変更があったもの

(新(左岸):津市一志町小山字新中野^{おやま しんなかの}1508番地先)

(新(右岸):津市一志町小山字新中野^{おやま しんなかの}1518番地先)

雲出川水系

区分		名称	区 間	
			上 流 端	下 流 端
変 更	旧	赤 川	左岸 三重県一志郡一志町大字小山字中野百番地先 右岸 同町同大字同字百一番地先	中村川への合流点
	新	赤 川	左岸 津市一志町小山字新中野千五百八番地先 右岸 同市同町小山同字千五百十八番地先	雲出川への合流点



(5) (6) (7) (8) 県営都市公園指定管理者の指定について

概 要

1 議案

議案第 147 号「北勢中央公園の指定管理者の指定について」

議案第 148 号「亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について」

議案第 149 号「大仏山公園の指定管理者の指定について」

議案第 150 号「熊野灘臨海公園の指定管理者の指定について」

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 審査の経過

令和4年 7月27日 第1回選定委員会（審査基準及び配点表の審議等）

令和4年10月26日 第2回選定委員会（ヒアリング審査及び総合審査）

(2) 審査結果（評価点数）

北勢中央公園	第1順位：株式会社名阪造園（評価点 1,445点） 第2順位：北勢中央コンソーシアム（評価点 1,173点）
亀山サンシャインパーク	第1順位：サンシャインパークGM（評価点 1,316点）
大仏山公園	第1順位：有限会社太陽緑地（評価点 1,405点）
熊野灘臨海公園	第1順位：紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社（評価点 1,352点）

上記の結果を踏まえ、第1順位の団体について総合審査を行い、指定管理候補者として適当であると判断されました。

(3) 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、以下の点で指定管理者としての適格性が認められることから、選定委員会の審査において第1順位となった団体を指定管理候補者として選定しました。

〔選定理由〕

- ・ 公園の目的や役割を十分に理解した上での具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。
- ・ 専門性や多様なノウハウ、スキル等を活かし、業務水準を満足する適切な管理運営が十分に期待できること。
- ・ 安定的な管理運営に必要な財政的基礎を有するとともに、責任体制、職員体制及び危機管理体制が適切であること。

4 今後の取組予定

令和4年12月 指定管理者の指定

令和5年 2月 基本協定の締結

令和5年 4月1日 指定管理者による公園管理の開始

県営都市公園指定管理者の指定について（別冊）

1 議案

- 議案第 147 号「北勢中央公園の指定管理者の指定について」
- 議案第 148 号「亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について」
- 議案第 149 号「大仏山公園の指定管理者の指定について」
- 議案第 150 号「熊野灘臨海公園の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

県土整備部が所管している公の施設「北勢中央公園」、「亀山サンシャインパーク」、「大仏山公園」、「熊野灘臨海公園」について、指定管理者による管理を行わせるため、三重県都市公園条例（昭和 47 年三重県条例第 33 号）第 14 条の 6 第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設と指定管理候補者の名称等

施設名称	設置場所	指定管理候補者の名称・代表者・所在地
北勢中央公園	四日市市西村町、 いなべ市大安町、 三重郡菟野町	株式会社名阪造園 代表取締役 田中 清平 四日市市野田二丁目 5 番 23 号
亀山サンシャイン パーク	亀山市布気町	サンシャインパーク GM 〔構成員：亀山サンシャインパーク(株)、近藤緑化(株)〕 代表者 北川 亨 亀山市布気町 801 番地 1
大仏山公園	伊勢市小俣町、 度会郡玉城町、 多気郡明和町	有限会社太陽緑地 代表取締役 吉川 信吾 伊勢市下野町 600 番地の 13
熊野灘臨海公園	北牟婁郡紀北町	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 代表取締役社長 小山 敏明 北牟婁郡紀北町東長島 3043 番地の 4

4 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を令和 4 年 8 月 12 日から令和 4 年 9 月 13 日までに行った結果、北勢中央公園は 2 団体から、その他の公園はそれぞれ 1 団体から応募申請がありました。

北勢中央公園	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社名阪造園（四日市市野田二丁目 2 番 23 号） ・北勢中央コンソーシアム（名古屋市中区錦二丁目 10 番 13 号） 〔構成員：日比谷アメニス株式会社名古屋支店ほか〕
--------	--

亀山サンシャインパーク	・サンシャインパークGM（亀山市布気町 801 番地 1） 〔構成員：亀山サンシャインパーク(株)ほか〕
大仏山公園	・有限会社太陽緑地（伊勢市下野町 600 番地の 13）
熊野灘臨海公園	・紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社（北牟婁郡紀北町東長島 3043 番地の 4）

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県営都市公園指定管理者選定委員会」を設置し、審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 板谷 明美 （三重大学大学院生物資源学研究科 准教授）
 委員 大西 研一 （公認会計士）
 委員 小林 靖司 （株式会社百五総合研究所 主席研究員）
 委員 中西 佐智子 （亀山市立野登小学校 校長）
 委員 竜田 聡 （公募委員）

イ 審査の経過

令和4年 7月27日 第1回選定委員会（審査基準及び配点表の審議等）
 令和4年10月26日 第2回選定委員会（ヒアリング審査及び総合審査）

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主要内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。

※別紙1「審査基準及び配点」
 ※別紙2「提案内容及び審査の概要」

エ 審査結果（評価点数）

選定委員会では、複数の応募があった公園はより点数の高かった申請団体について、1者のみの応募であった公園は応募団体について、それぞれ指定管理者として適当であると判断されました。

北勢中央公園	第1順位：株式会社名阪造園（評価点 1,445点） 第2順位：北勢中央コンソーシアム（評価点 1,173点）
亀山サンシャインパーク	第1順位：サンシャインパークGM（評価点 1,316点）
大仏山公園	第1順位：有限会社太陽緑地（評価点 1,405点）
熊野灘臨海公園	第1順位：紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社（評価点 1,352点）

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、「3 対象施設と指定管理候補者の名称等」に記載のとおり、指定管理候補者を選定しました。

カ 選定した理由

いずれの事業者についても、以下の点で指定管理者として適格性が認められると判断しました。

- ・ 公園の目的や役割を十分に理解した上での具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。
- ・ 専門性や多様なノウハウ、スキル等を活かし、業務水準を満足する適切な管理運営が十分に期待できること。
- ・ 安定的な管理運営に必要な財政的基礎を有するとともに、責任体制、職員体制及び危機管理体制が適切であること。

6 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理運営業務を実施することにより、民間の幅広い経験と豊富な知識などを効果的に活用することで、各施設の効用を最大限に発揮し、県民サービスの向上及び経費の節減などの効果を見込んでいます。

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がいや理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防災対策等の県が推進する施策に配慮した管理運営を行うよう指定管理者に求めます。

(2) 情報公開及び個人情報保護

「三重県情報公開条例」の趣旨に則り、管理業務にかかる情報の公開に関する規定を整備し、管理業務を開始する日から情報公開を実施するよう、指定管理者に求めます。また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うよう指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、事前に県の承認を受けることを義務づけるとともに、責任の所在、費用分担について予め定めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

公園利用者のサービス向上等の観点から利用者の意見・苦情等の聴取を行うとともに、その結果をその後の管理業務に反映させることを指定管理者に求めます。

(5) リスク分担

管理業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。

(6) 業務計画書の提出

指定管理者より毎事業年度提出される業務計画書については、実施計画、利用促進に向けた取組、実施体制、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書の提出

指定管理者より毎月提出される業務報告書については、管理業務の実施状況、公園利用者数、利用者からの意見及びその対応等の記載を求めます。

(8) 事業報告書の提出

指定管理者より毎事業年度終了後に提出される事業報告書については、管理業務の実施状況、施設の利用状況、成果目標とその実績等の記載を求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況の確認及び評価を行うため、県は随時、当該施設に立ち入り、説明を求めることができるものとします。

この調査の結果、管理業務の実施状況が事前に示した仕様書等の基準を満たしていない場合は、指定管理者に対し必要な指示や改善勧告を行うこととします。

8 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和4年12月	指定管理者の指定
令和5年 2月	基本協定の締結
令和5年 4月1日	指定管理者による公園管理の開始

審査基準及び配点

審査項目	R4 審査基準	配点
1. 県民の平等な利用を確保する。	① 公平平等な利用が確保されているか。	10
	② 運営管理の方針が公園の設置目的に合致しているか。	10
	③ 指定管理者への意欲、責任が感じ取れるか。	20
	④ 指定期間（5年間）にわたる管理運営の総合方針や方向性（ビジョン）が明確か。	10
	小計	50 (250)
2. 適切な管理を図る。	① 県内に本店又は主たる事務所等があるか。	40
	② 管理運営業務の内容が適切に示されているか。	30
	③ 管理運営業務の内容は、業務仕様書等で定める業務水準を満足しているか。	30
	④ 管理運営業務に関連する法令が遵守されるか。	20
	小計	120 (600)
3. 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。	① 利用促進方策がポストコロナを見据えていて、かつ利用者ニーズの変化を踏まえた効果的なものか。また、それらの取組に関する情報発信は効果が見込めるか。	35
	② 利用者への対応内容は適切であるか。	10
	③ 地域住民や教育機関、NPO等との連携が図られるか。	15
	④ 自主事業の計画内容は適切であるか。	15
	⑤ 独自提案の内容が有効に働くか。	15
	⑥ 提案された成果目標は適切か。	10
	小計	100 (500)
4. 管理の効率化を図る。	① 収入・支出の積算と事業計画の内容との整合性は図られているか。	10
	② 事業計画のとおり実施できる収支計画であるか。	20
	③ 経費の縮減が図られているか。	20
	小計	50 (250)
5. 必要な人員及び財政的基礎を有している。	① 責任体制及び職員体制は適切であるか。	10
	② 業務実施に関連する資格・能力（経験）はあるか。	10
	③ 人材育成方針及び研修計画は適切であるか。	10
	④ 事故発生時等、危機管理において速やかで適切に対応できるか。	10
	⑤ 施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。	10
	⑥ 安定的な運営管理に必要なとなる財政的基礎を有しているか。	10
	⑦ 人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか。	5
	⑧ 男女共同参画に配慮した提案であるか。	5
	⑨ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取り組んでいるか。	5
	⑩ SDGsの考え方にに基づき、持続可能な循環型社会の実現に向け、環境保全活動等に取り組んでいるか。	5
	小計	80 (400)
合計	400 (2,000)	

※ 配点欄の数値は委員1人あたりの配点です。委員数は5名なので2,000点満点となります。
小計・合計欄の（ ）内の数値は、各項目の計に委員数（5名）を乗じたものです。

提案内容及び審査の概要（北勢中央公園）

申請者：株式会社名阪造園

審査基準	県が求めた水準	主な提案内容
<p>1 県民の平等な利用を確保する。 〔 182点 / 250点 〕</p> <p>① 公平平等な利用が確保されているか。 ② 管理運営の方針が公園の設置目的に合致しているか。 ③ 指定管理者への意欲、責任が感じ取れるか。 ④ 指定期間（5年間）にわたる管理運営の総合方針や方向性（ビジョン）が明確か。</p>	<p>生涯学習のできる自然体験型の公園として当公園はスポーツ・レクリエーション活動をはじめ、自然とのふれあいの拠点として利用されている。当公園の役割や効用の最大化に努め、より良いサービスの提供と、適切かつ効率的な公園の管理運営を行う。</p>	<p>○テーマ：「NEXT HOKUCHU」…公園の楽しさと使いやすさ、次のステージへ ○総合方針：7つのS Safty：安心・安全な公園管理運営と利用のアイデア提供 Sports：快適で使いやすい運動施設の維持管理 Support：地域と連携した相互支援による公園の管理運営 Specialty：世代・性別・地域を超えた生涯学習の機会と発信 SNS：ポストコロナ時代に即した新しい公園利用の提案と発信 SDGs：循環型公園管理運営のモデルの構築と実践 Satiyama：里山の生態系を活かした、北勢中央公園ならではの公園利用と発信</p>
<p>2 適切な管理を図る。 〔 476点 / 600点 〕</p> <p>① 県内に本店又は主たる事務所等があるか。 ② 管理運営業務の内容が適切に示されているか。 ③ 管理運営業務の内容は、業務仕様書等で定める業務水準を満足しているか。 ④ 管理運営業務に関連する法令が遵守されるか。</p>	<p>仕様書に基づき、維持管理において「植物管理」「清掃管理」「保守点検」「日常点検」等の業務を行い、公園を良好な状態に保つとともに利用者の安全を確保するよう努める。</p>	<p>○基本的な考え方：PDCA マネジメントサイクルに則った、適切・効果的管理 ○安全性の確保・自然樹形管理・常駐スタッフによる毎日管理 ○ゴミの持ち帰りの周知・毎日清掃 ○専門業者による設備点検保守 ○公園施設の日常点検・定期点検、長寿命化計画のための点検結果のデータベース入力 ○関係法令の遵守</p>
<p>3 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。 〔 366点 / 500点 〕</p> <p>① 利用促進方策がポストコロナを見据えていて、かつ利用者ニーズの変化を踏まえた効果的なものか。また、それらの取組に関する情報発信は効果が見込めるか。 ② 利用者への対応内容は適切であるか。 ③ 地域住民や教育機関、NPO等との連携が図られるか。 ④ 自主事業の計画内容は適切であるか。 ⑤ 独自提案の内容が有効に働くか。 ⑥ 提案された成果目標は適切か。</p>	<p>公園利用者との問合せに対し適切な対応、案内を行う。公園利用者を適切に把握し、アンケート等により利用者意見を把握する。宣伝広報の他、利用促進のための自主事業を計画し、公園の効用を高める独自提案を行う。</p>	<p>○公園利用促進 利用促進のための広報・PR活動、スポーツ施設・芝生広場の利用促進、森林整備と利活用の促進、ポストコロナを見据えた公園管理の実践 ○利用者対応 案内の徹底と情報発信の強化、法令に基づく誠実で平等な対応の実践、適正利用のルール・マナー指導 ○地域住民、教育機関、NPO等との連携 市民グループとの連携の積極的推進とイベントの充実、苗木の植樹会をはじめとする各種ワークショップの運営、地元企業として豊富な人脈の活用、地域密着の連携協働、地元在住者の優先的雇用、スタッフの継続雇用、地域との防災体制の共有、協力体制の確立、公園施設における防災備蓄 ○自主事業 主催事業（自然観察会、北中マルシェ等）、飲食・物品販売（自動販売機含む）の実施、利用者増につながるイベントの誘致（ヨガ、ドッグショー等） ○独自事業 自然探索エリアにおけるバタフライガーデン、「映える」空間演出、地域性苗木の育成と緑陰と多様性の創出、ナラ枯れ被害を受けない林相への転換 ○申請者自ら設定する成果目標 SNS いいね獲得を年2,000以上、MAP更新を年1回以上、地域性苗木植栽を年100本以上</p>

審査基準	県が求めた水準	主な提案内容
<p>4 管理の効率化を図る。 〔 134点 / 250点 〕</p> <p>① 収入・支出の積算と事業計画の内容との整合性は図られているか。 ② 事業計画のとおり実施できる収支計画であるか。 ③ 経費の縮減が図られているか。</p>	<p>指定管理料の上限 総額 365,250千円</p> <p>〔 R5 73,050千円 R6 73,050千円 R7 73,050千円 R8 73,050千円 R9 73,050千円 〕</p>	<p>県が示す指定管理料の上限額：365,250千円 申請者が提案する指定管理料：355,400千円 → 経費の縮減率 97.30% " 縮減額 9,850千円</p>
<p>5 必要な人員及び財政的基礎を有している。 〔 287点 / 400点 〕</p> <p>① 責任体制及び職員体制は適切であるか。 ② 業務実施に関連する資格・能力(経験)はあるか。 ③ 人材育成方針及び研修計画は適切であるか。 ④ 事故発生時等、危機管理において速やかで適切に対応できるか。 ⑤ 施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。 ⑥ 安定的な運営管理に必要なとなる財政的基礎を有しているか。 ⑦ 人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか。 ⑧ 男女共同参画に配慮した提案であるか。 ⑨ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取り組んでいるか。 ⑩ SDGsの考え方に基づき、持続可能な循環型社会の実現に向け、環境保全活動等に取り組んでいるか。</p>	<p>1名の責任者及び1名以上の複製人者を選任し、開所時間内は公園利用者への案内、公園施設の利用受付等の業務を行い、職員1名以上を公園管理事務所に常駐させる。</p> <p>県が進める「人権尊重社会の実現」等の施策を十分に理解し、県に協力し寄与する。</p>	<p>○責任体制・職員体制 ・統轄組織として本社で経理及びデータ管理を実施 ・現場公園管理事務所に統括責任者として所長(責任者)以下副所長(副責任者)、運営管理・植物管理・保守点検のスタッフ、マルチスタッフ及び庶務スタッフ(事務・受付業務)を配置する。 ・サポートメンバーとして技術士(建設環境、植物保護)、植物医師・樹木医を配置する。</p> <p>○県施策への協力 ・「三重県人権施策基本方針」の理念に基づく公園管理運営、人材採用、公園利用者対応 ・「三重県男女共同参画基本計画」に基づく年齢性別に関わりない公園利用、人材登用における公平な機会の保証 ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく子供たち、子育て世代への支援、貢献 ・SDGsの考え方に基づく持続可能な循環型社会に向けた環境保全の取組(農薬を用いないオーガニックな公園管理、植物残渣のチップ化・堆肥化による循環利用、ビオトープ利用、貴重な動植物の保全作業、SNS・サインによる情報発信)</p>
<p>得点： 1,445点 (順位： 第1位(2団体中))</p>		<p>総合審査結果： 指定管理候補者として適当である。</p>
<p>〔選定した理由及び講評〕 選定委員会において選定基準に基づく審査を経て、総合的に評価をした結果、県が要求した管理水準等を満たしていると判断できる。その上で、得点合計が第1位となったことから、指定管理者として適当であると認めるものである。 知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。</p>		

提案内容及び審査の概要（北勢中央公園）

申請者：北勢中央コンソーシアム（代表：日比谷アメニス株式会社名古屋支店）

審査基準	県が求めた水準	主な提案内容
<p>1 県民の平等な利用を確保する。 〔 172点 / 250点 〕</p> <p>① 公平平等な利用が確保されているか。 ② 管理運営の方針が公園の設置目的に合致しているか。 ③ 指定管理者への意欲、責任が感じ取れるか。 ④ 指定期間（5年間）にわたる管理運営の総合方針や方向性（ビジョン）が明確か。</p>	<p>生涯学習のできる自然体験型の公園として当公園はスポーツ・レクリエーション活動をはじめ、自然とのふれあいの拠点として利用されている。当公園の役割や効用の最大化に努め、より良いサービスの提供と、適切かつ効率的な公園の管理運営を行う。</p>	<p>「自然とここから、自然とこれから」 自然とここから触れ合う 体験を提供する公園へ</p> <p>北勢中央公園は、「スポーツの場」「レクリエーション活動の場」「自然とのふれあい拠点」という役割を担っています。わたしたちはこの3つの役割に則して適切な管理運営・事業展開を行い、公園の価値を最大化できるよう努めます。</p>
<p>2 適切な管理を図る。 〔 246点 / 600点 〕</p> <p>① 県内に本店又は主たる事務所等があるか。 ② 管理運営業務の内容が適切に示されているか。 ③ 管理運営業務の内容は、業務仕様書等で定める業務水準を満足しているか。 ④ 管理運営業務に関連する法令が遵守されるか。</p>	<p>仕様書に基づき、維持管理において「植物管理」「清掃管理」「保守点検」「日常点検」等の業務を行い、公園を良好な状態に保つとともに利用者の安全を確保するよう努める。</p>	<p>適正な維持管理なくして適正な運営なし</p> <p>私たちは、本公園において「快適空間の提供」及び「安心・安全な施設の提供」の達成に向け、適正な施設維持管理体制・危機管理体制を構築します。また様々な利用者サービス向上の施策や利用促進事業の成否は「利用者の安全を担保」する事であると考えます。その事を十分に認識し「事故0」を目標に日々の業務を遂行します。</p>
<p>3 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。 〔 344点 / 500点 〕</p> <p>① 利用促進方策がポストコロナを見据えていて、かつ利用者ニーズの変化を踏まえた効果的なものか。また、それらの取組に関する情報発信は効果が見込めるか。 ② 利用者への対応内容は適切であるか。 ③ 地域住民や教育機関、NPO等との連携が図られるか。 ④ 自主事業の計画内容は適切であるか。 ⑤ 独自提案の内容が有効に働くか。 ⑥ 提案された成果目標は適切か。</p>	<p>公園利用者との問合せに対し適切な対応、案内を行う。 公園利用者を適切に把握し、アンケート等により利用者意見を把握する。宣伝広報の他、利用促進のための自主事業を計画し、公園の効用を高める独自提案を行う。</p>	<p>自然を大切に作るきっかけづくり</p> <p>公園の自然に関心を持ってもらうための第一歩は、利用していただくことです。季節の自然を活かしたイベントを週末や夏休み期間を中心に実施することで、「公園に行けば何かやっている!」という認知を広め、リピーターや新規利用者の獲得を目指します。</p> <p>自然体験型イベントは闇雲に実施するのではなく、参加者が「自然を大切に作るきっかけづくりにする」仕組みを持っていることが必要であると考えます。そのために<u>関心（知る・親しむ・愛する）→理解（気づく）→行動（実践する・守る）</u>という3段階の目標を設定し、それぞれに対応した環境教育プログラムを組み込んだイベントを通して、人々の自然に対する認識を醸成させます。</p>

審査基準	県が求めた水準	主な提案内容
<p>4 管理の効率化を図る。 〔 156点 / 250点 〕</p> <p>① 収入・支出の積算と事業計画の内容との整合性は図られているか。 ② 事業計画のとおり実施できる収支計画であるか。 ③ 経費の縮減が図られているか。</p>	<p>指定管理料の上限 総額 365,250千円</p> <p>(R5 73,050千円 R6 73,050千円 R7 73,050千円 R8 73,050千円 R9 73,050千円)</p>	<p>県が示す指定管理料の上限額：365,250千円 申請者が提案する指定管理料：346,289千円 → 経費の縮減率 94.81% // 縮減額 18,961千円</p>
<p>5 必要な人員及び財政的基礎を有している。 〔 255点 / 400点 〕</p> <p>① 責任体制及び職員体制は適切であるか。 ② 業務実施に関連する資格・能力(経験)はあるか。 ③ 人材育成方針及び研修計画は適切であるか。 ④ 事故発生時等、危機管理において速やかで適切に対応できるか。 ⑤ 施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。 ⑥ 安定的な運営管理に必要なとなる財政的基礎を有しているか。 ⑦ 人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか。 ⑧ 男女共同参画に配慮した提案であるか。 ⑨ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取り組んでいるか。 ⑩ SDGsの考え方に基づき、持続可能な循環型社会の実現に向け、環境保全活動等に取り組んでいるか。</p>	<p>1名の責任者及び1名以上の複製人者を選任し、開所時間内は公園利用者への案内、公園施設の利用受付等の業務を行い、職員1名以上を公園管理事務所に常駐させる。 県が進める「人権尊重社会の実現」等の施策を十分に理解し、県に協力し寄与する。</p>	<p>公園管理の責任者には公園管理運営士、1級造園施工管理技士などの有資格者を配置します。またコンソーシアム各社で適切な人材を配置することで、専門性の高い業務についても高い水準で実施いたします。 代表企業の日比谷アメニス・構成企業のECCOMには、里山を有する森林公園や有料運動施設の指定管理実績がございます。これらの類似施設で培ったノウハウを活かし、本公園の管理運営や利用促進を持続的・安定的に行います。</p>
<p>得点： 1,173点 (順位： 第2位(2団体中))</p>	<p>総合審査結果： ー</p>	
<p>〔選定した理由及び講評〕</p> <p>_____</p>		

提案内容及び審査の概要（亀山サンシャインパーク）

申請者：サンシャインパークGM（代表：亀山サンシャインパーク株式会社）

審査基準	県が求めた水準	主な提案内容
<p>1 県民の平等な利用を確保する。 〔 152点 / 250点 〕</p> <p>① 公平平等な利用が確保されているか。 ② 管理運営の方針が公園の設置目的に合致しているか。 ③ 指定管理者への意欲、責任が感じ取れるか。 ④ 指定期間（5年間）にわたる管理運営の総合方針や方向性（ビジョン）が明確か。</p>	<p>当公園は緑豊かな公園施設、憩いを感じられる休憩施設を備え、高速道路利用者と地域住民をはじめとする県民に利用されている。当公園の役割や効用の最大化に努め、より良いサービスの提供、適切かつ効率的な公園の管理運営を行う。</p>	<p>■高速道路施設と都市公園を一体化したハイウェイオアシス機能を発揮する管理運営 ○商業施設から公園エリアへの誘導 ○地元企業グループ（第三セクター）として迅速、適切な対応と地域活性化の推進 ○安全第一を最優先とし、看板設置・一時的使用禁止措置等も考慮した安全確保 ○利用者に『憩いの場』『交流の場』『学びの場』『情報発信の場』の提供 ○当施設の避難施設としての機能向上 ○その他、従業員教育を徹底し、構成平等な利用を確保</p>
<p>2 適切な管理を図る。 〔 440点 / 600点 〕</p> <p>① 県内に本店又は主たる事務所等があるか。 ② 管理運営業務の内容が適切に示されているか。 ③ 管理運営業務の内容は、業務仕様書等で定める業務水準を満足しているか。 ④ 管理運営業務に関連する法令が遵守されるか。</p>	<p>仕様書に基づき、維持管理において「植物管理」「清掃管理」「保守点検」「日常点検」等の業務を行い、公園を良好な状態に保つとともに利用者の安全を確保するよう努める。</p>	<p>■樹木、芝等の植物管理及び遊具等各施設管理について、安全安心・環境保全・公平性の確保を基本理念とし、仕様書及びその水準を始めとする関係図書に基づき利用者目線に立った管理運営を行う。 ○植物管理業務：芝生地管理、樹木管理（芝刈、剪定、施肥、病害虫防除、除草等） ○清掃管理業務：園地清掃、便所清掃、他施設清掃（公園巡視と併せ実施） ○保守点検業務：給水設備（法定点検を基本） ○日常点検及び定期点検業務：公園遊具（公園遊具の点検実施規準、安全確保に関する指針、高塚池水質検査）</p>
<p>3 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。 〔 324点 / 500点 〕</p> <p>① 利用促進方策がポストコロナを見据えていて、かつ利用者ニーズの変化を踏まえた効果的なものか。また、それらの取組に関する情報発信は効果が見込めるか。 ② 利用者への対応内容は適切であるか。 ③ 地域住民や教育機関、NPO等との連携が図られるか。 ④ 自主事業の計画内容は適切であるか。 ⑤ 独自提案の内容が有効に働くか。 ⑥ 提案された成果目標は適切か。</p>	<p>公園利用者との問合せに対し適切な対応、案内を行う。 公園利用者を適切に把握し、アンケート等により利用者意見を把握する。宣伝広報の他、利用促進のための自主事業を計画し、公園の効用を高める独自提案を行う。</p>	<p>■高速道路施設と都市公園を一体化した「ハイウェイオアシス」の利点を活かした利用促進を図る。 ○当施設とオアシス館の一体的な利用促進の実施 ○地域協働による管理運営 ○HP等インターネット上での高速道路施設・公園等に関する情報発信の一元化と充実による来訪者が情報取得しやすい環境づくり ○自主事業として、①高速道路（商業施設）と都市公園の一体化によるイベント、②参加型イベント（ポストコロナを見据えた健康イベント）、③体験型イベント、④地域やボランティア団体等の協働による活動を実施 ○平等・公平の利用確保 ○利用者への確かな情報と案内（HP等） ○苦情対応（真摯に誠意ある対応） ○周辺自治会等へのボランティア活動への参画依頼 ○関係団体との意見交換 ○行政とのネットワークを活用した地域団体への連携依頼や、来園者との交流を目的とした隣接企業の協働参画（CSRの推進）の働きかけ ○「亀山サンシャインパークを考える会」で地域及び関係団体による意見交換を実施し、管理運営に反映</p>

審査基準	県が求めた水準	主な提案内容
<p>4 管理の効率化を図る。 〔 136点 / 250点 〕</p> <p>① 収入・支出の積算と事業計画の内容との整合性は図られているか。 ② 事業計画のとおり実施できる収支計画であるか。 ③ 経費の縮減が図られているか。</p>	<p>指定管理料の上限 総額 123,850 千円</p> <p>〔 R5 24,770 千円 R6 24,770 千円 R7 24,770 千円 R8 24,770 千円 R9 24,770 千円 〕</p>	<p>県が示す指定管理料の上限額：123,850 千円 申請者が提案する指定管理料：123,800 千円 → 経費の縮減率 99.96% " 縮減額 50 千円</p>
<p>5 必要な人員及び財政的基礎を有している。 〔 264点 / 400点 〕</p> <p>① 責任体制及び職員体制は適切であるか。 ② 業務実施に関連する資格・能力(経験)はあるか。 ③ 人材育成方針及び研修計画は適切であるか。 ④ 事故発生時等、危機管理において速やかで適切に対応できるか。 ⑤ 施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。 ⑥ 安定的な運営管理に必要なとなる財政的基礎を有しているか。 ⑦ 人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか。 ⑧ 男女共同参画に配慮した提案であるか。 ⑨ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取り組んでいるか。 ⑩ SDGs の考え方にに基づき、持続可能な循環型社会の実現に向け、環境保全活動等に取り組んでいるか。</p>	<p>1名の責任者及び1名以上の複製人者を選任し、開所時間内は公園利用者への案内、公園施設の利用受付等の業務を行い、職員1名以上を公園管理事務所に常駐させる。</p> <p>県が進める「人権尊重社会の実現」等の施策を十分に理解し、県に協力し寄与する。</p>	<p>○高速道路施設と都市公園を一元管理できる体制により、「ハイウェイオアシス」としての機能を最大限に発揮し、また危機管理体制も確立 ○統括責任者、公園管理事務所長の系統の下、公園管理課長(公園管理運営士)、施設管理主任及び施設管理員を配置</p>
<p>得点： 1, 316点 (順位： 第1位(1団体中))</p>		<p>総合審査結果： 指定管理候補者として適当である。</p>
<p>〔選定した理由及び講評〕 選定委員会において選定基準に基づく審査を経て、総合的に評価をした結果、県が要求した管理水準等を満たしていると判断できる。このことから、委員会としては、指定管理者として適当であると認めるものである。 知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。</p>		

提案内容及び審査の概要（大仏山公園）

申請者：有限会社太陽緑地

審査基準	県が求めた水準	主な提案内容
<p>1 県民の平等な利用を確保する。 〔 180点 / 250点 〕</p> <p>① 公平平等な利用が確保されているか。 ② 管理運営の方針が公園の設置目的に合致しているか。 ③ 指定管理者への意欲、責任が感じ取れるか。 ④ 指定期間（5年間）にわたる管理運営の総合方針や方向性（ビジョン）が明確か。</p>	<p>当公園は周辺緑地や恵まれた自然環境を利用した緑に囲まれたスポーツレクリエーションゾーンとして、中南西地域の核となる公園として利用されている。当公園の役割や効用の最大化に努め、より良いサービスの提供、適切かつ効率的な公園の管理運営を行う。</p>	<p>県民が広く「自然、スポーツ、憩い、安らぎ、交流、安全」を享受できるように、公園の特性を活かし、平等・公平、安全・安心・快適な利用ができる公園管理を目指します。</p>
<p>2 適切な管理を図る。 〔 454点 / 600点 〕</p> <p>① 県内に本店又は主たる事務所等があるか。 ② 管理運営業務の内容が適切に示されているか。 ③ 管理運営業務の内容は、業務仕様書等で定める業務水準を満足しているか。 ④ 管理運営業務に関連する法令が遵守されるか。</p>	<p>仕様書に基づき、維持管理において「植物管理」「清掃管理」「保守点検」「日常点検」等の業務を行い、公園を良好な状態に保つとともに利用者の安全を確保するよう努める。</p>	<p>都市公園法はもとより、三重県行政手続条例や都市公園条例その他関係する地方自治法、ならびに関係法規を遵守し公平平等な管理運営が出来るよう指定管理者として努めます。</p>
<p>3 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。 〔 369点 / 500点 〕</p> <p>① 利用促進方策がポストコロナを見据えていて、かつ利用者ニーズの変化を踏まえた効果的なものか。また、それらの取組に関する情報発信は効果が見込めるか。 ② 利用者への対応内容は適切であるか。 ③ 地域住民や教育機関、NPO等との連携が図られるか。 ④ 自主事業の計画内容は適切であるか。 ⑤ 独自提案の内容が有効に働くか。 ⑥ 提案された成果目標は適切か。</p>	<p>公園利用者との問合せに対し適切な対応、案内を行う。公園利用者を適切に把握し、アンケート等により利用者意見を把握する。宣伝広報の他、利用促進のための自主事業を計画し、公園の効用を高める独自提案を行う。</p>	<p>自主イベントの開催に加え、様々な連携組織や企業への施設利用の誘致及び NPO 活動組織のイベント等の誘致を積極的に取り組みます。</p>

審査基準	県が求めた水準	主な提案内容
<p>4 管理の効率化を図る。 〔 136点 / 250点 〕</p> <p>① 収入・支出の積算と事業計画の内容との整合性は図られているか。 ② 事業計画のとおり実施できる収支計画であるか。 ③ 経費の縮減が図られているか。</p>	<p>指定管理料の上限 総額 240,035 千円</p> <p>〔 R5 48,007 千円 R6 48,007 千円 R7 48,007 千円 R8 48,007 千円 R9 48,007 千円 〕</p>	<p>県が示す指定管理料の上限額：240,035 千円 申請者が提案する指定管理料：236,500 千円 → 経費の縮減率 98.53% " 縮減額 3,535 千円</p>
<p>5 必要な人員及び財政的基礎を有している。 〔 266点 / 400点 〕</p> <p>① 責任体制及び職員体制は適切であるか。 ② 業務実施に関連する資格・能力(経験)はあるか。 ③ 人材育成方針及び研修計画は適切であるか。 ④ 事故発生時等、危機管理において速やかで適切に対応できるか。 ⑤ 施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。 ⑥ 安定的な運営管理に必要なとなる財政的基礎を有しているか。 ⑦ 人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか。 ⑧ 男女共同参画に配慮した提案であるか。 ⑨ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取り組んでいるか。 ⑩ SDGs の考え方に基づき、持続可能な循環型社会の実現に向け、環境保全活動等に取り組んでいるか。</p>	<p>1名の責任者及び1名以上の複製人者を選任し、開所時間内は公園利用者への案内、公園施設の利用受付等の業務を行い、職員1名以上を公園管理事務所に常駐させる。</p> <p>県が進める「人権尊重社会の実現」等の施策を十分に理解し、県に協力し寄与する。</p>	<p>経験豊かな地元スタッフを中心に、管理運営を効率的に行うための適正な人数の職員を配置します。より良いサービスが行えるように職員研修を行い、常に研鑽して業務に取り組みます。</p>
<p>得点： 1,405点 (順位： 第1位(1団体中))</p>		<p>総合審査結果： 指定管理候補者として適当である。</p>
<p>〔選定した理由及び講評〕 選定委員会において選定基準に基づく審査を経て、総合的に評価をした結果、県が要求した管理水準等を満たしていると判断できる。このことから、委員会としては、指定管理者として適当であると認めるものである。 知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。</p>		

提案内容及び審査の概要（熊野灘臨海公園）

申請者：紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社

審査基準	県が求めた水準	主な提案内容
<p>1 県民の平等な利用を確保する。 〔 192点 / 250点 〕</p> <p>① 公平平等な利用が確保されているか。 ② 管理運営の方針が公園の設置目的に合致しているか。 ③ 指定管理者への意欲、責任が感じ取れるか。 ④ 指定期間（5年間）にわたる管理運営の総合方針や方向性（ビジョン）が明確か。</p>	<p>当公園は豊かな自然とオープンスペースを有し、自然とのふれあいやレクリエーション、健康づくりなど様々な活動の拠点として、子供から高齢者まで幅広い年齢層に利用されている。当公園の役割や効用の最大化に努め、より良いサービスの提供、適切かつ効率的な公園の管理運営を行う。</p>	<p>安全・安心と利用者ファースト（目線と目的）の管理を心がけ、利用者要望による運営改善等に努める。また集客戦略においては、当社独自または当社グループ、或いは地域と連携のもと、PDCAによる実践を行い、利用者の増進と地域振興の寄与につなげる。</p> <p>特に当公園は観光誘客目的もあり、官民連携をさらに推進し地域発展などにも努めていく。</p>
<p>2 適切な管理を図る。 〔 454点 / 600点 〕</p> <p>① 県内に本店又は主たる事務所等があるか。 ② 管理運営業務の内容が適切に示されているか。 ③ 管理運営業務の内容は、業務仕様書等で定める業務水準を満足しているか。 ④ 管理運営業務に関連する法令が遵守されるか。</p>	<p>仕様書に基づき、維持管理において「植物管理」「清掃管理」「保守点検」「日常点検」等の業務を行い、公園を良好な状態に保つとともに利用者の安全を確保するよう努める。</p>	<p>当公園は、熊野灘を前にした、「青」と「緑」の自然溢れる海洋・海浜型公園となる。また広大な4つのエリアに分かれ、それぞれ利用者や利用用途の違いなどもある。</p> <p>これらを鑑み、安全・安心を全てに優先しながら、植物・清掃・保守・巡視・その他コンプライアンスに基づいた継続的且つ適切な管理を実践していく。</p>
<p>3 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。 〔 341点 / 500点 〕</p> <p>① 利用促進方策がポストコロナを見据えていて、かつ利用者ニーズの変化を踏まえた効果的なものか。また、それらの取組に関する情報発信は効果が見込めるか。 ② 利用者への対応内容は適切であるか。 ③ 地域住民や教育機関、NPO等との連携が図られるか。 ④ 自主事業の計画内容は適切であるか。 ⑤ 独自提案の内容が有効に働くか。 ⑥ 提案された成果目標は適切か。</p>	<p>公園利用者との問合せに対し適切な対応、案内を行う。公園利用者を適切に把握し、アンケート等により利用者意見を把握する。宣伝広報の他、利用促進のための自主事業を計画し、公園の効用を高める独自提案を行う。</p>	<p>コロナ禍により、野外活動の有効性や必要性が明確となってきた。それらの環境を有する当公園の海・山などの自然環境を更に活かし、自然とのふれあいや育む展開を更に推進し、県民が活力ある余暇や健康志向などで過ごしていただく「場と場面」創りを積極的に、地域や地域行政とも連携し進めていく。</p>

審査基準	県が求めた水準	主な提案内容
<p>4 管理の効率化を図る。 〔 116点 / 250点 〕</p> <p>① 収入・支出の積算と事業計画の内容との整合性は図られているか。 ② 事業計画のとおり実施できる収支計画であるか。 ③ 経費の縮減が図られているか。</p>	<p>指定管理料の上限 総額 306,005 千円</p> <p>〔 R5 61,201 千円 R6 61,201 千円 R7 61,201 千円 R8 61,201 千円 R9 61,201 千円 〕</p>	<p>県が示す指定管理料の上限額：306,005 千円 申請者が提案する指定管理料：306,005 千円 → 経費の縮減率 100.00% " 縮減額 0 千円</p>
<p>5 必要な人員及び財政的基礎を有している。 〔 249点 / 400点 〕</p> <p>① 責任体制及び職員体制は適切であるか。 ② 業務実施に関連する資格・能力(経験)はあるか。 ③ 人材育成方針及び研修計画は適切であるか。 ④ 事故発生時等、危機管理において速やかで適切に対応できるか。 ⑤ 施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。 ⑥ 安定的な運営管理に必要なとなる財政的基礎を有しているか。 ⑦ 人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか。 ⑧ 男女共同参画に配慮した提案であるか。 ⑨ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取り組んでいるか。 ⑩ SDGs の考え方にに基づき、持続可能な循環型社会の実現に向け、環境保全活動等に取り組んでいるか。</p>	<p>1名の責任者及び1名以上の複製人者を選任し、開所時間内は公園利用者への案内、公園施設の利用受付等の業務を行い、職員1名以上を公園管理事務所に常駐させる。</p> <p>県が進める「人権尊重社会の実現」等の施策を十分に理解し、県に協力し寄与する。</p>	<p>人件費効率を念頭に、スタッフにおいてはマルチジョブ(マルチタスク)にて、最低限な常勤スタッフにて管理運営を推進していく。</p> <p>繁忙期においては、地元臨時スタッフの採用、専門業務においてはできうる限り信頼できる地元専門業者を活用し、地域経済・活性化に寄与する。</p>
<p>得点： 1,352点 (順位： 第1位(1団体中))</p>		<p>総合審査結果： 指定管理候補者として適当である。</p>
<p>〔選定した理由及び講評〕 選定委員会において選定基準に基づく審査を経て、総合的に評価をした結果、県が要求した管理水準等を満たしていると判断できる。このことから、委員会としては、指定管理者として適当であると認めるものである。 知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。</p>		

◎所管事項

(1) 三重県汚水処理事業

広域化・共同化計画（案）

1. 広域化・共同化計画

(1) 国の動き

- 平成29年 6月 閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、令和4年度までの**広域化を推進する**ための目標を掲げる」ことが明記
- 平成29年12月 「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」において、令和4年度までに全ての都道府県において**広域化・共同化に関する計画を策定**することが汚水処理施設の広域化を推進するための目標として掲げられた。
- 平成30年 1月 関係各省（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）から、令和4年度までに汚水処理事業の「**広域化・共同化計画**」を**策定**する旨が通達

（2）広域化・共同化計画の目的

施設の老朽化に伴う大量更新期の到来、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等により経営環境は厳しさを増しており、持続可能な事業運営が求められているなか、これらを取り巻く多くの課題に対して、事業の広域化・共同化による省力化・効率化を図ることで、地域で一体となった財政基盤や技術基盤の強化を行い、持続可能な事業運営を推進するために策定する。

○定める事項

- ・ 広域化に関わる市町：23市町
- ※市町調整の結果、集合処理による整備を実施している市町を対象とした。
- ・ 広域的な連携メニュー
 - ：施設の共同化（ハード施策）、執行体制の共同化（ソフト施策）
- ・ 連携に関わる施設
 - ：公共下水道、農業集落排水等、コミュニティ・プラント
- ・ スケジュール
 - ：短期計画（5年程度）、中期計画（10年程度）、長期計画（20～30年）

三重県 汚水処理事業 広域化・共同化計画（案）

2. 三重県の汚水処理事業の現状と課題

＜1＞整備手法別汚水処理人口普及率（令和3年度末）

整備手法	対象市町	汚水処理人口	汚水処理人口普及率
集合処理	公共下水道	1,048千人	58.9%
	農業集落排水等 (農業・漁業集落排水、簡易排水施設)	94千人	5.3%
	コミュニティ・プラント	3千人	0.2%
	計	1,145千人	64.4%
個別処理	合併処理浄化槽	423千人	23.8%
	合計	1,568千人	88.2%

□：本計画の対象

＜2＞汚水処理施設の分布

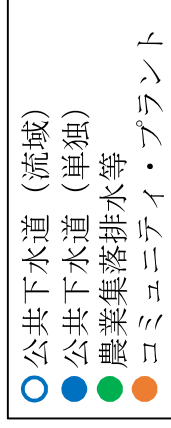
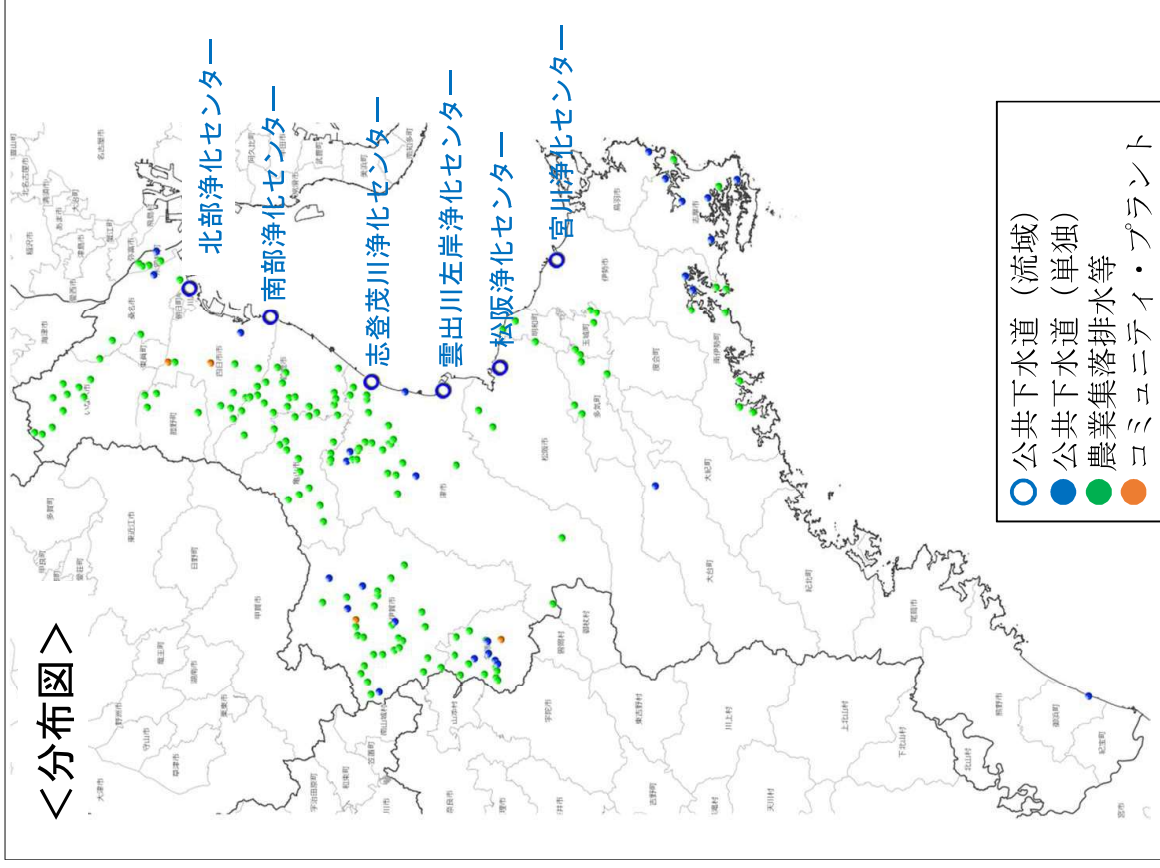
特徴①

- ・北中部は「集合処理（公共下水道、農業集落排水等）」
- ・南部は「個別処理（合併処理浄化槽）」

特徴②

- ・市街地は「公共下水道」
- ・市街地周辺・中山間部は「農業集落排水等」

＜分布図＞



三重県 汚水処理事業 広域化・共同化計画（案）

〈3〉汚水処理事業の現状と課題

汚水処理事業の現状と課題	
<p>執行体制 (ヒト)</p>	<p>市町下水道担当職員が直近10年間で約3%減少しており、今後もこの傾向が見込まれることから人員の不足①が課題</p> <p>小規模な市町では、技術系の職員が少数または不在の場合があり、担当する事務系職員が必要となる技術的ノウハウや経験を得る手段が少ないことから、技術力の維持と向上②が課題</p>
<p>施設管理 (モノ)</p>	<p>処理場の約70%が供用開始後概ね20年経過していることから、今後、更新施設の増加③が課題</p> <p>多くの小規模な汚水処理施設（農業集落排水等）が点在していることから、維持管理の効率が低い④のが課題</p>
<p>経営管理 (カネ)</p>	<p>農業集落排水等、小規模な施設の割高な汚水処理原価⑤が課題</p> <p>人口減少や下水道整備区域内の水洗化率が80%を下回る市町もあることから、使用料収入の減少⑥が課題</p>

三重県 汚水処理事業 広域化・共同化計画（案）

3. 広域化・共同化計画の具体的な取組

I. 施設の共同化（ハード施策）

取組内容

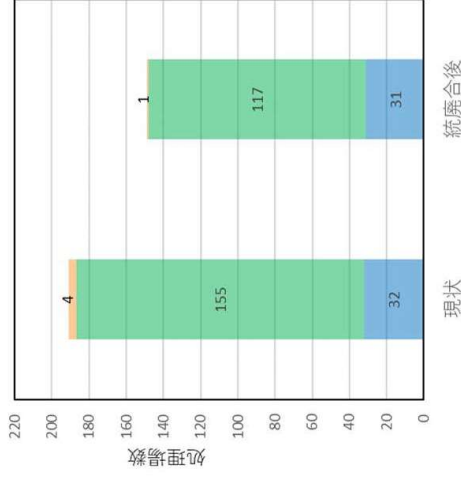
「人員の不足①」「更新施設の増加③」「維持管理の効率が低い④」「割高な汚水処理原価⑤」

これら課題に対して、経済性や地域の実情を踏まえ汚水処理施設の統廃合を実施

(a) 小規模な汚水処理施設（農業集落排水等）を公共下水道（流域）に統廃合

(b) 中山間地域では小規模な汚水処理施設（農業集落排水等）どうしを統廃合

● 汚水処理施設の統廃合予定（現時点）



処理場数

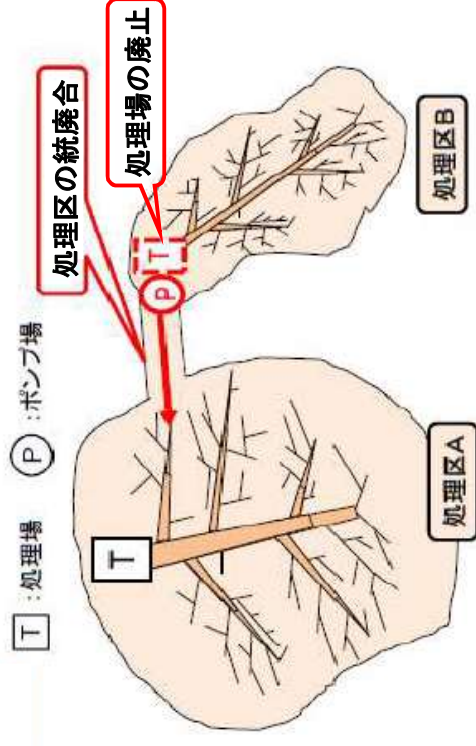
191 → 149

（42処理場が廃止される見込み）

【内訳】

- コミュニティ・プラント（4 → 1）
- 農業集落排水等（155 → 117）
- 公共下水道（32 → 31）

〈統廃合イメージ図〉



Ⅱ. 執行体制の共同化（ソフト施策）

取組内容

「**人員の不足**①」「**技術力の維持と向上**②」「**使用料収入の減少**⑥」

これら課題に対して、以下の(a)～(d)の取組を実施

(a) 災害時対応の共同化

災害時に**人員の不足**となることに対して、各市町から派遣された応援職員による災害調査を想定した合同訓練を実施

(b) 汚水処理普及PR・広報活動の共同化

使用料収入の減少や**人員の不足**により対応が困難になることから、各市町で実施しているこれらの広報活動を共同化するとともに、ノウハウ・ツールを共有

(c) 人材育成の共同化

技術力の維持と向上に対して、以下の対策を実施

- ・ 現場見学会の合同開催
- ・ Q&Aの共有化
- ・ 業務報告会

(d) 公営企業会計への移行に関する共同発注

公営企業会計への移行作業が**人員の不足**により困難となることから、下水道事業の公営企業会計への移行業務を複数の市町で共同発注することで対応

4. 広域化・共同化計画の進捗管理

取組方針

○PDCAサイクルによるマネジメントを毎年実施

【Check】

① 状況把握

市町の意向・状況について定期的にヒアリングを実施

【Action】

① ハード施策

市町の生活排水処理計画と調整を図りながら、適時見直しを実施

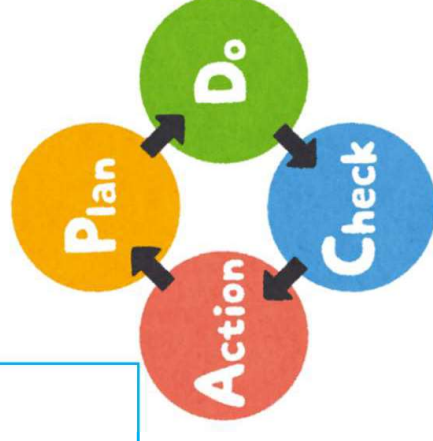
② ソフト施策

取組状況を踏まえ、適時運用ルールや取組内容の見直しを実施

③ 今回の抽出対象外への対策

今後の情勢変化も見ながら、必要に応じて計画への反映を検討

○短期計画終了後、
取組実績等を踏まえて計画の見直しを検討



5. これまでの経過と今後の予定

平成29年 6月 9日	「経済財政運営と改革の基本方針2017」が閣議決定
平成29年12月21日	「経済・財政再生計画改革工程表2017改訂版」が 経済財政諮問会議決定
平成30年 1月17日	関係4省から「広域化・共同化計画」を策定する旨の通達
平成30年 4月～	県、市町で検討着手
令和 4年 3月 2日	市町に対し計画案の説明会を開催し意見照会（1回目）
令和 4年 5月10日	国土交通省中部地方整備局に意見照会
令和 4年11月9～10日	市町に対し計画案の説明会を開催し意見照会（2回目）
令和 4年12月13日	令和4年三重県議会定例会常任委員会（計画（案）の報告）
令和 5年 1月16日	計画策定・公表

三重県汚水処理事業 広域化・共同化計画 (案)

令和4年 月

三重県

1. 広域化・共同化計画の目的

(1) 背景

近年、全国的に各種汚水処理事業の運営を取り巻く状況は、施設の老朽化に伴う大量更新期の到来、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等により日々厳しさを増しており、持続可能な事業運営が求められています。

このような背景のなか、平成 29 年(2017 年)6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、「上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、令和 4 年度(2022 年度)までの広域化を推進するための目標を掲げる」ことが明記されました。また、平成 29 年(2017 年)12 月に経済財政諮問会議で決定された「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」において、令和 4 年度(2022 年度)までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定することが、汚水処理施設の広域化を推進するための目標として掲げられました。これを踏まえて、平成 30 年(2018 年)1 月に、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省から、各都道府県は令和 4 年度(2022 年度)までに汚水処理事業の「広域化・共同化計画」を策定する旨が通達されました。

こうしたことから、現状と課題を踏まえた広域化・共同化の具体的な取り組みの検討を行い「三重県汚水処理事業広域化・共同化計画」として策定するものです。

(2) 目的

事業運営を取り巻く多くの課題に対して、事業の広域化・共同化による省力化・効率化を図ることで、地域で一体となった財政基盤や技術基盤の強化を行い、持続可能な事業運営を推進することで水環境保全、災害への脆弱性対策等に資するものです。

計画には、広域化に関わる市町、広域的な連携メニュー、連携に関わる施設及びスケジュールを定めます。

(3) 計画の位置付け

県内の汚水処理施設の整備は、マスタープランと位置付けされる「三重県生活排水処理アクションプログラム(平成 28 年 6 月)」(以下、アクションプログラムという)に基づき進めているところです。「アクションプログラム」には、公共下水道、農業集落排水等、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の整備手法や、目標年度における整備水準が市町別に示されています。また、計画の推進施策として、(1)未整備人口の解消、(2)生活排水処理の効率的な運営管理の推進、(3)情報発信が掲げられ、計画の実現を目指しています。

広域化・共同化計画は、上記「アクションプログラム」における「計画の推進施策 (2)生活排水処理の効率的な運営管理の推進」の具体的な取組を示す計画として位置付けられ、汚水処理施設の統廃合、執行体制における共同化など、ハード、ソフト両面においてより一層の省力化、効率化を図っていくものです。

汚水処理施設の統廃合により、アクションプログラムに示された汚水処理施設の整備手法を変更する場合は、アクションプログラムの見直しの際に、反映させることとします。

2. 三重県の汚水処理事業の現状と課題

(1) 整備手法別汚水処理人口普及率

各家庭等から排出される汚水の処理施設の整備手法には、公共下水道、農業集落排水等の集合処理手法と、合併処理浄化槽による個別処理手法があります。これらの処理手法は、経済性を基本として、地域の地形的な条件、集落の形成状況、人口の集中状況等を考慮したうえで選定されます。

三重県の令和3年度末の整備手法別汚水処理人口普及率は表1のとおりです。公共下水道が約 59%、農業集落排水等が約 5%、合併処理浄化槽が約 24%で、これらを合わせると約 88%の汚水処理人口普及率となります。

表1 三重県の整備手法別汚水処理人口普及率（令和3年度末）

整備手法		対象市町	汚水処理人口	汚水処理人口普及率
集合処理	公共下水道	23市町	1,048千人	58.9%
	農業集落排水等 (農業・漁業集落排水、簡易排水施設)	16市町	94千人	5.3%
	コミュニティ・プラント	3市	3千人	0.2%
	計	—	1,145千人	64.4%
個別処理	合併処理浄化槽	28市町	423千人	23.8%
合計		—	1,568千人	88.2%

汚水処理人口普及率＝汚水処理人口÷住民基本台帳人口

(2) 汚水処理施設の分布

三重県の汚水処理施設の分布を図1に示します。三重県は、南北に長い県土を有しており、そのうち北中部で人口分布の割合が高く、下水道、農業集落排水等の集合処理は概ね北中部で計画され、県内29市町のうち、23市町において集合処理による整備を実施しています。県南部では主に合併処理浄化槽の普及を見込んでいるところです。

北中部のうち、伊勢湾岸に沿って中規模都市が連坦し、多くの市街地が形成されている伊勢平野部においては、県が実施する3流域6処理区の流域下水道を基軸として整備され、15市町が流域関連公共下水道に取り組むといった広域的な整備を進めています。

また、一部市町においては、流域下水道整備以前から都市部で公共下水道事業を実施しているほか、伊賀、南勢志摩地域等でも、市町単独による公共下水道整備を実施しています。

一方で、市街地周辺や中山間部の集落は農業集落排水等により整備され、処理区域が点在している状況です。

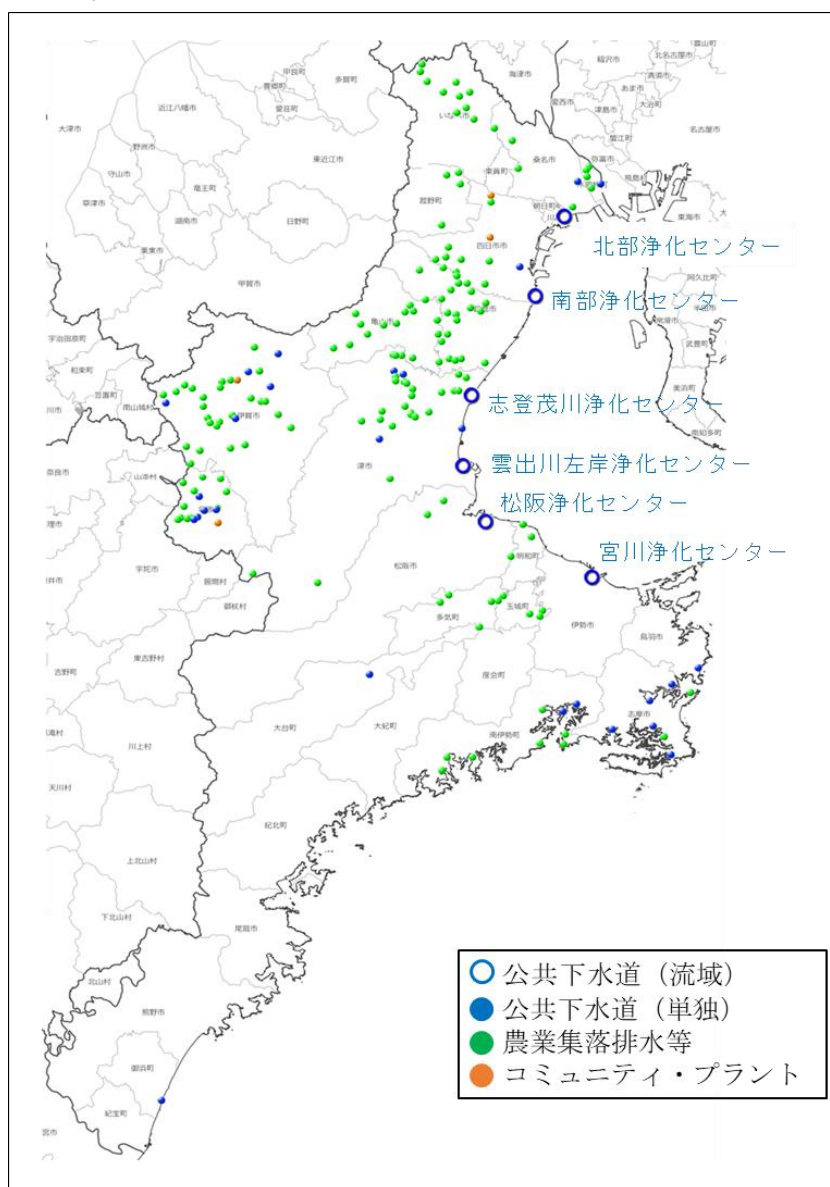


図1 三重県の汚水処理施設の分布（令和3年度末）

(3) 汚水処理事業の現状と課題

平成 30 年1月付け、4省発の通達を受け、「汚水処理広域化・共同化計画」の策定にあたり、各市町の現状と課題を把握するため、全市町を対象とした説明会を開催し、地域ブロック会議での意見交換や、市町へのアンケート、数値分析等を実施しました。

1) 執行体制（ヒト）

- ・下水道を担当する市町職員は減少傾向にあり、直近 10 年間(平成 22 年～令和元年)で、379→368 人に減少(約 3%減)^{*}しており、今後もこの傾向が見込まれる。
- ・下水道事業を実施している23市町のうち、担当職員が2名以下の市町が7^{*}あり、多忙なことが多い。

※ 出典:地方公営企業年鑑

課題：人員の不足

- ・人事異動により技術の継承が難しいことがある。
- ・小規模な市町では技術系の職員が少数または不在の場合があり、担当する事務系職員が必要となる技術的ノウハウや経験を得る手段が少ない。
- ・市町間で職員同士が意見交換や情報共有をする場や機会が少ない。

課題：技術力の維持と向上

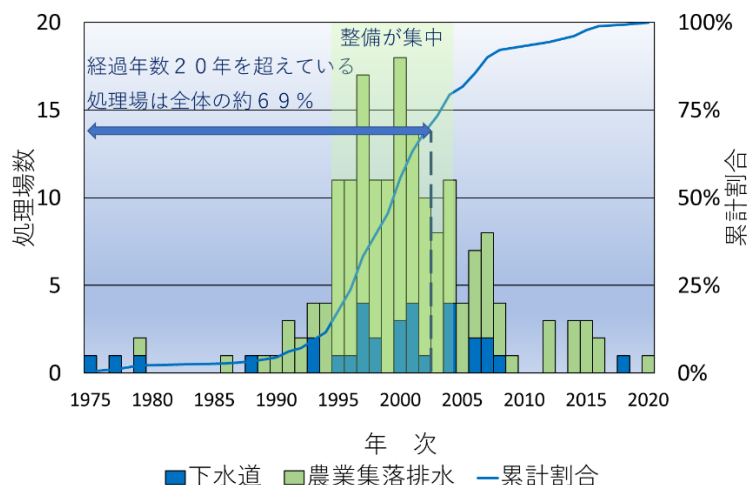
2) 施設管理（モノ）

- ・県内の汚水処理施設の整備は平成初期から中期に集中しており、供用開始後概ね 20 年を経過したことから、今後、老朽化対策を必要とする施設の増加が見込まれる。(図2参照)

課題：更新施設の増加

- ・農業集落排水等、多くの小規模な施設が点在している状況であり、維持管理の効率が低いものがある。

課題：維持管理の効率が低い



(出典:地方公営企業年鑑)

図 2 供用開始年度別処理場数

3) 経営管理 (カネ)

- ・農業集落排水等、小規模な施設は、汚水処理原価(1 m³当たりの処理費用)が割高な傾向にある。(図3参照)

課題：割高な汚水処理原価

- ・人口減少に伴い、使用料収入の減少が予想される。
- ・下水道事業の水洗化率(下水道管渠の整備区域のうち、家屋の排水が接続されている割合)は県内平均で89.3%(令和3年度末)と概ね良好であるが、80%を下回る市町も散見されるなどバラつきがある。

課題：使用料収入の減少

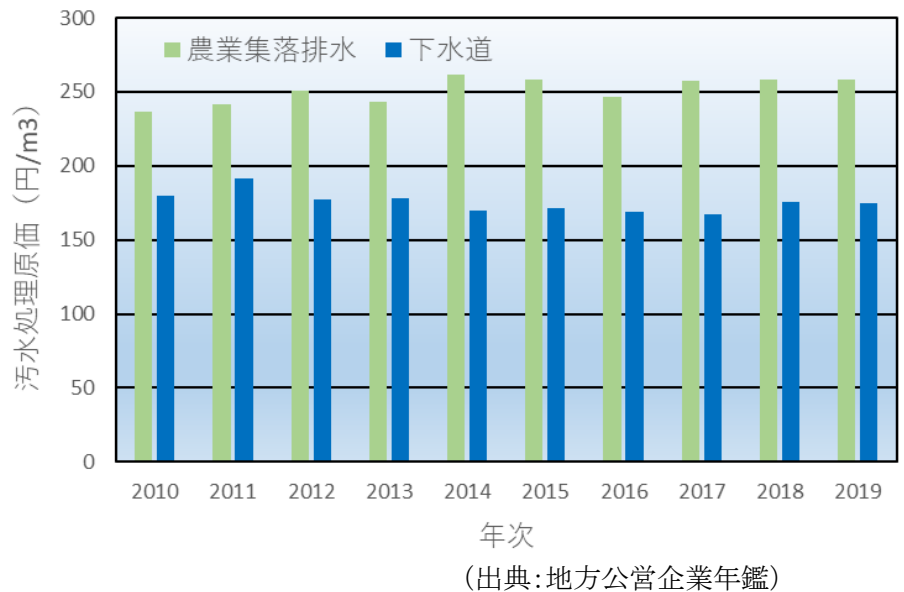


図 3 汚水処理原価の推移

3. 広域化・共同化の取組方針

前述した現状と課題を踏まえ、改善に有効と考えられる広域化・共同化の取り組みを実施することで、経営改善を図り持続可能な事業運営に繋げていく方針とします。

広域化・共同化の取組方針としては、「施設の共同化」並びに「執行体制の共同化」を軸にハード・ソフトの両面から施策を実行し、課題改善に向けた取り組みを行います。(表2参照)

市町調整等の結果、計画に定める事項は表3のとおりとします。

なお、計画策定にあたり県内の全29市町と意見交換し検討した結果、個別処理による整備に関しては実現性・有効性が見込まれなかったことから、集合処理による整備を実施している23市町を計画の対象としました。

表2 広域化・共同化の取組方針

現状と課題		取組内容
執行体制 (ヒト)	職員の人員不足 …①	課題①③④⑤に対する取組 ○施設の共同化(ハード施策) 経済性や地域の実情を踏まえ汚水処理施設の統廃合を実施 (a) 小規模な汚水処理施設(農業集落排水等)を公共下水道(流域)に統廃合 (b) 中山間地域では小規模な汚水処理施設(農業集落排水等)どうしを統廃合 課題①②⑥に対する取組 ○執行体制の共同化(ソフト施策) (a) 災害時対応の共同化 (b) 汚水処理普及PR・広報活動の共同化 (c) 人材育成の共同化 (d) 公営企業会計への移行に関する共同発注
	技術力の維持と向上 …②	
施設管理 (モノ)	更新施設の増加 …③	
	維持管理の効率が低い …④	
経営管理 (カネ)	割高な汚水処理原価 …⑤	
	使用料収入の減少 …⑥	

表3 計画に定める事項

計画に定める事項	
広域化に関わる市町	23市町(集合処理による整備を実施している市町)
広域的な連携メニュー	施設の共同化(ハード施策)、執行体制の共同化(ソフト施策)
連携に関わる施設	公共下水道、農業集落排水等、コミュニティ・プラント
スケジュール	短期計画(5年程度)、中期計画(10年程度)、長期計画(20~30年)

4. 広域化・共同化の具体的な取組と期待される効果

汚水処理事業の現状と課題を踏まえ、「広域化・共同化計画」策定の目的である「汚水処理事業の持続可能性の確保」に向けて市町と検討や意見交換を重ね、発案された多くの対策案から「実現性があり有効性が見込まれる」、または「実施を検討する必要がある」ものを抽出しました。

I. 施設の共同化（ハード施策）

メニュー	汚水処理施設の統廃合															
取組内容	<p>「人員の不足^①」「更新施設の増加^③」「維持管理の効率が低い^④」「割高な汚水処理原価^⑤」といった課題に対して、経済性や地域の実情を踏まえ汚水処理施設の統廃合を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾沿岸の平野部では、市街地における公共下水道については、流域下水道の整備により既に広域化されている。 市街地の公共下水道の周辺に分散して存在する農業集落排水は、流域下水道処理区に近接している場合があり、比較的容易に統廃合が可能と考えられることから、積極的に検討する。 市街地の公共下水道への接続が難しい中山間部の農業集落排水は、隣接する農業集落排水どうしの統廃合の検討を進める。こうした地域では人口減少が進んでおり、処理効率の低下対策としても有効である。 県南部は山間部が多く、沿岸部はリアス式海岸が形成され、農業集落排水等、単独公共下水が点在する。既に統廃合した施設がある中、さらなる統合は、地形上困難である。 <p style="text-align: center;">汚水処理施設の統廃合予定</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>汚水処理施設の統廃合予定 (処理場数)</caption> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>現状</th> <th>統廃合後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティ・プラント</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水等※</td> <td>155</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>公共下水道</td> <td>32</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>191</td> <td>149</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 農業集落排水等: 農業集落排水、漁業集落排水、簡易排水施設</p>	施設種別	現状	統廃合後	コミュニティ・プラント	4	1	農業集落排水等※	155	117	公共下水道	32	31	合計	191	149
施設種別	現状	統廃合後														
コミュニティ・プラント	4	1														
農業集落排水等※	155	117														
公共下水道	32	31														
合計	191	149														
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 汚水処理施設が統廃合されることによる施設数の削減 施設数の削減に伴う、更新費・維持管理費の削減 施設数の削減に伴う維持管理効率の向上による職員の業務量の軽減 															

II. 執行体制の共同化（ソフト施策）

メニュー	災害時対応の共同化												
取組内容	<p>災害時に人員の不足^①となることに対して、各市町から派遣された応援職員による災害調査を想定した合同訓練を実施する。また、各市町の下水道 BCP に合同訓練を位置付け、定期的な点検と見直しを実施する。</p> <p>[具体的な取組内容]</p> <p>1) 合同訓練 3年を1サイクルとして訓練を実施する。 各年の訓練内容を以下に示す。 1年目：机上訓練（ブロック別に全市町で実施） テーマはサイクル毎に変更する^{※1}。 2年目：各ブロックの代表市町による実地訓練 代表市町から1ヵ所被災想定市町を選定し、代表市町が現地で訓練を実施 3年目：ブロック別実地訓練 2年目の代表市町が被災想定地となり、ブロック別に現地で訓練を実施</p> <p style="text-align: center;">合同訓練のブロック分け</p> <table border="1" data-bbox="443 1146 1412 1559"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 1146 592 1218">ブロック</th> <th data-bbox="592 1146 1412 1218">市 町 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 1218 592 1290">1</td> <td data-bbox="592 1218 1412 1290">いなべ市、木曾岬町、桑名市、東員町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1290 592 1361">2</td> <td data-bbox="592 1290 1412 1361">朝日町、亀山市、川越町、菰野町、鈴鹿市、四日市市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1361 592 1433">3</td> <td data-bbox="592 1361 1412 1433">伊賀市、多気町、津市、名張市、松阪市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1433 592 1505">4</td> <td data-bbox="592 1433 1412 1505">伊勢市、大台町、玉城町、明和町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1505 592 1576">5</td> <td data-bbox="592 1505 1412 1576">志摩市、鳥羽市、南伊勢町、御浜町</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 1サイクル目は、震災時の1次調査の訓練とする。</p> <p>2) デジタル技術の災害対応への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・M-GIS^{※2}をプラットフォームとして、市町の台帳情報を共有化することにより、災害時における対応能力の向上を図る。 ・M-GISへの登録情報、登録方法、活用方法等を継続的に検討する。 <p>※2 三重県が業務ツールとして利用しているGISアプリケーション</p>	ブロック	市 町 名	1	いなべ市、木曾岬町、桑名市、東員町	2	朝日町、亀山市、川越町、菰野町、鈴鹿市、四日市市	3	伊賀市、多気町、津市、名張市、松阪市	4	伊勢市、大台町、玉城町、明和町	5	志摩市、鳥羽市、南伊勢町、御浜町
ブロック	市 町 名												
1	いなべ市、木曾岬町、桑名市、東員町												
2	朝日町、亀山市、川越町、菰野町、鈴鹿市、四日市市												
3	伊賀市、多気町、津市、名張市、松阪市												
4	伊勢市、大台町、玉城町、明和町												
5	志摩市、鳥羽市、南伊勢町、御浜町												
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の人員不足により懸念される緊急時対応力の強化 ・訓練の合同化による事前準備における職員の業務量の軽減。 												

メニュー	汚水処理普及 PR・広報活動の共同化
取組内容	<p>使用料収入の減少^⑥や人員の不足^①により、対応が困難になることから、各市町で実施しているこれらの広報活動を共同化するとともに、ノウハウ・ツールを共有する。</p> <p>[具体的な取組内容]</p> <p>普及 PR・広報活動一覧を年度当初に更新し、市町と共有することにより、活動ノウハウ・ツールを持つ市町と、活用したい市町のマッチングをはかり、以下の共同化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノウハウの共有 ・ツール、デジタルコンテンツなどの共同利用 ・イベントの共同開催
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・普及・PR 広報活動の促進 ・汚水処理区域内の水洗化率向上による使用料収入の確保 ・PR・広報活動における職員の業務量の軽減

メニュー	人材育成の共同化
取組内容	<p>技術力の維持と向上^②に対して、以下の対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 現場見学会の合同開催 現場見学会により技術力の向上を図る。 よりニーズに合った見学会にするため、工事予定リストを県内市町で共有し、興味のある工事と見学可能な工事のマッチングを行う。 2) Q&A の共有化 日常業務（設計、工事、維持管理業務等）で対応に苦慮している案件について、市町間で共有し、情報交換（Q&A）を行う。 3) 業務報告会 県内で事例の少ない業務や先進的な業務を実施した市町が、その取組内容について報告を行う。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の技術力の維持と向上 ・人員が不足する中、技術力向上により、サービスレベルを維持

メニュー	公営企業会計への移行業務に関する共同発注
取組内容	<p>公営企業会計への移行作業が人員不足^①により困難となることから、下水道事業の公営企業会計への移行業務を複数の市町で共同発注することで対応する。</p> <p>[具体的な取組内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本下水道事業団（以下 JS）を介して、複数の事業者が、公営企業会計への移行業務を共同発注する。 ・業務の打合せにおいても共同で行い、ノウハウや情報の不足を補完する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・公営企業会計への移行業務における職員の業務量の軽減 ・公営企業会計への確実な移行

5. 広域化・共同化計画の進捗管理

広域化・共同化計画の着実な実行に繋げるため、各取組のPDCAサイクルによるマネジメントを毎年実施し、下記の対応を行います。

【Check】

① 状況把握

県はそれぞれの市町の広域化・共同化の取組に係る意向・状況について定期的にヒアリングを行い、適宜支援を実施する。

【Action】

① ハード施策

市町の生活排水処理計画と調整を図りながら、適時見直しを実施する。

② ソフト施策

運用方法を定めた実施計画について、取組状況を踏まえ適時運用ルールや取組内容の見直しを実施する。

③ 今回の抽出対象外への対策

今後の情勢の変化も見ながら、今回抽出対象から漏れた対策についても、必要に応じて計画への反映を検討する。



○ 短期計画終了後、取組実績等を踏まえて計画の見直しを検討する。

ロードマップ（ハード施策）

処理施設統廃合

広域化に関わる市町名	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
		～2021 （～R3）			
			短期（～5年間） 2022～2026 （R4～R8）	中期（～10年間） 2027～2031 （R9～R13）	長期（～30年間） 2032～2051 （R14～R33）
桑名市	(農集)多度北 → (流域下水)北部 (農集)嘉例川 → (流域下水)北部 (農集)立田・太平 → (流域下水)北部	○整備済(R3)	○検討着手	○整備着手 ○検討着手	○整備着手
いなべ市	(農集)中里南部 → (流域下水)北部 (農集)東貝野 → (流域下水)北部 (農集)貝野川右岸 → (流域下水)北部 (農集)十社南部 → (流域下水)北部	○整備済(H30) ○検討着手 ○整備済(R3) ○検討着手	○整備着手		
木曾岬町	(農集)北部、北東、西部、南部、(単独下水)東部		○検討着手		
四日市市	(農集)狭間 → (単独下水)日永 (農集)小西、堂ヶ山、和無田、鹿間、北小松、水沢野田、水沢東、水沢東部、水沢中部 → (単独下水)日永 (農集)県 → (流域下水)北部 (農集)小牧南、(コブテ)小牧、神前 → (流域下水)北部	○検討着手 ○検討着手 ○整備済(R3) ○検討着手		○整備着手 ○整備着手	○整備着手
菟野町	(農集)小島、茶屋の上 → (流域下水)北部 (農集)田口、田口新田 → (流域下水)北部	○検討着手 ○検討着手	○整備着手	○整備着手	
鈴鹿市	(農集)合川、国分・木田、甲斐、深溝、国府、津賀、御薗、岸田・花川、上田、下大久保、広瀬、天栄、国府西、伊船・長澤、椿、東庄内、井田川北・汲川原、三宅・徳居、(流域下水)南部		○検討着手		
亀山市	(農集)田村 → (流域下水)南部 (農集)井尻 → (流域下水)南部 (農集)白木一色 → (流域下水)南部	○検討着手 ○検討着手 ○検討着手	○整備着手	○整備着手	○整備着手
津市	(農集)久知野、太田、村主 → (流域下水)志登茂川			○検討着手	○整備着手
松阪市	(農集)須賀・川北、小野、高木				○検討着手
多気町	(農集)上津田、矢田、外城田、土羽		○検討着手		
伊賀市	(農集)上三ヶ区、中矢 → (単独下水)島ヶ原 (農集)西山 → (農集)西高倉 (単独下水)希望ヶ丘、(農集)鞆田、壬生野東部 → (単独下水)西部・河合 (農集、コブテ)府中第2、(農集)府中第3 → (農集)府中第1 (農集)古山 → (農集)花垣 (農集)長田、朝屋百田、上之庄 → (農集)花之本 (農集)猪田 → (農集)依那古 (農集)比自岐 → (農集)神戸 (農集)下友生 → (単独下水)新都市 (農集)平田、真泥 → (農集)山田南	○検討着手 ○検討着手 ○検討着手 ○検討着手 ○検討着手 ○検討着手 ○検討着手 ○検討着手 ○検討着手	○整備着手 ○整備着手 ○整備着手 ○整備着手 ○整備着手 ○整備着手 ○整備着手	○整備着手 ○整備着手 ○整備着手 ○整備着手	○整備着手

(流域下水):流域関連公共下水道 (単独下水):単独公共下水道 (農集):農業集落排水 (コブテ):コミュニティプラント

ロードマップ（ハード施策）

濃縮汚泥集約処理・し尿処理施設の統廃合

広域化に関わる市町名	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
		～2021 （～R3）			
			短期（～5年間） 2022～2026 （R4～R8）	中期（～10年間） 2027～2031 （R9～R13）	長期（～30年間） 2032～2051 （R14～R33）
名張市	濃縮汚泥集約処理 （単独下水）南部百合が丘、南部つつじが丘、南部春日丘、南部南百合が丘、（農集）全11処理区、（コンプラ）百々、大型合併浄化槽 →（単独下水）中央	○整備着手			
	し尿処理施設の統廃合 伊賀南部浄化センター（し尿、浄化槽汚泥） →（単独下水）中央	○整備着手			

（流域下水）：流域関連公共下水道 （単独下水）：単独公共下水道 （農集）：農業集落排水 （コンプラ）：コミュニティプラント

ロードマップ（ソフト施策）

対象市町	広域化・共同化メニュー	具体的取り組み内容	メニューに対するスケジュール			
			～2021 （～R3）			
				短期（～5年間） 2022～2026 （R4～R8）	中期（～10年間） 2027～2031 （R9～R13）	長期（～30年間） 2032～2051 （R14～R33）
全市町 （23市町）	汚水処理普及PR・広報活動の共同化	・ノウハウの共有 ・ツールの共同利用 ・イベントの共同開催	・実施計画の策定（R2） ・試行（R3）	・実施計画に基づき取組実施 ・実施計画の見直し		
木曾岬町 御浜町	公営企業会計への移行業務の共同発注	公営企業会計移行業務の共同発注	・共同発注準備 ・協定締結（R2.12） ・移行業務実施	・移行業務完了 ・公営企業会計適用開始（R6.4～）	—	
全市町 （23市町）	人材育成の共同化	①現場見学会の合同開催 ②Q&Aの共有化 ③業務報告会	・実施計画の策定（R2） ・試行（R3）	・実施計画に基づき取組実施 ・実施計画の見直し		
全市町 （23市町）	災害時対応の共同化（合同訓練）	合同訓練の実施（3年サイクル） 1年目：机上訓練（全市町） 2年目：実地訓練（代表市町） 3年目：実地訓練（全市町） ※1サイクル目の訓練内容は、震災時の1次調査	・実施計画の策定（R2） ・試行（R3） ・BCPへの位置付	・合同訓練実施 ・実施計画の見直し ・訓練内容の見直し ・施設情報の共有化検討	・合同訓練実施 ・実施計画の見直し ・訓練内容の見直し ・訓練における施設情報の活用	

(2) 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の 整備運営事業に係るモニタリング

1 附帯決議

当局におかれては、指定管理事業者と行政のリスク分担について、また今後**指定管理事業者のモニタリング**とチェック機能を担う金融機関と締結される具体的な協定内容について、締結前に整理して、十分に議会にご説明いただくこと。

(令和4年3月16日 防災県土整備企業常任委員会)

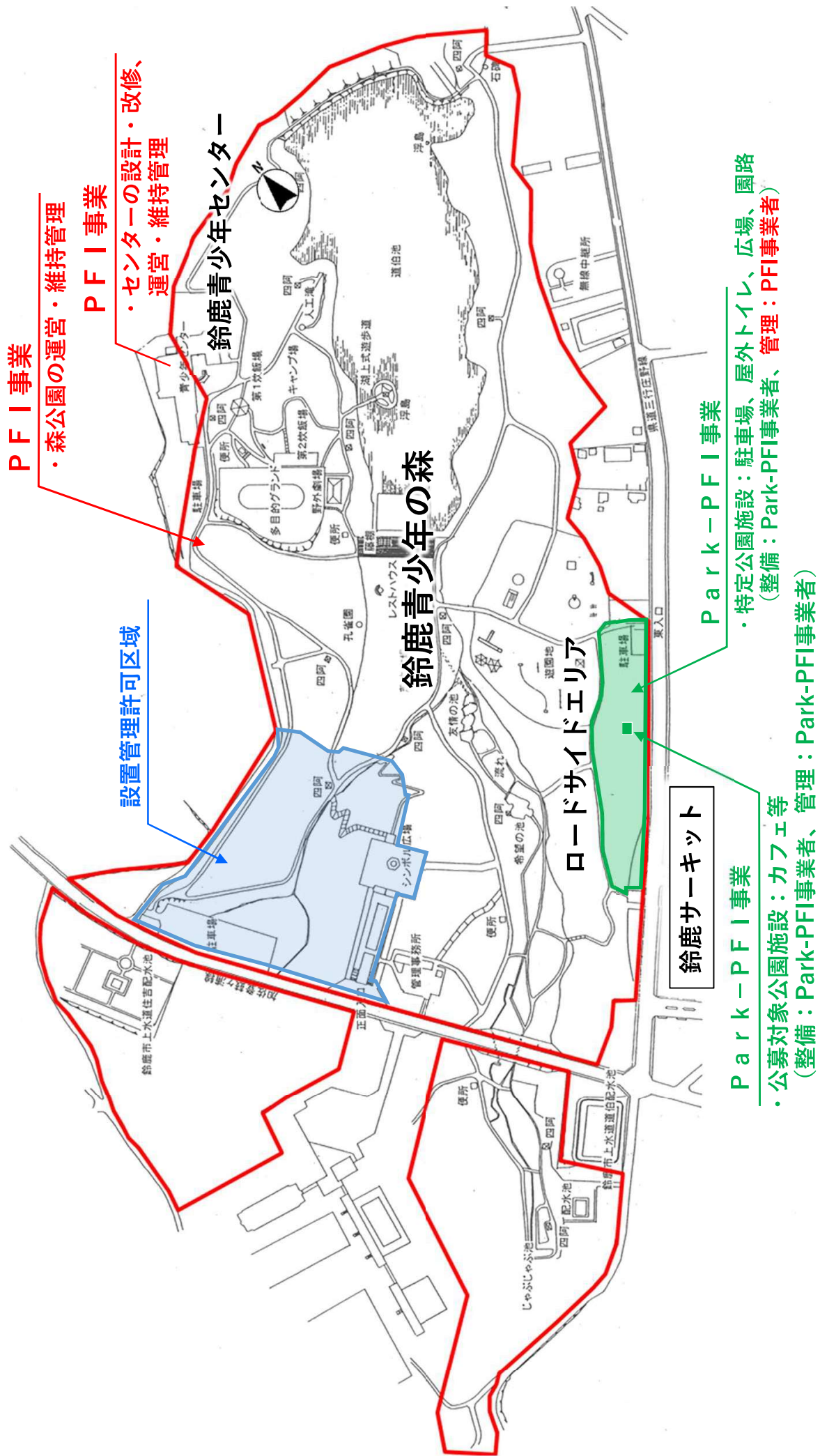
<経過報告の状況>

- 令和4年3月24日 指定管理事業者と行政のリスク分担について
- 令和4年6月23日 融資金融機関との直接協定（案）について
- **令和4年12月13日 指定管理事業者のモニタリングについて**



「モニタリングの実施体制・手順・内容等について説明」

2 施設配置及び事業区分図



3 契約の概要

(1) 事業期間

令和4年3月24日から令和23年3月31日まで

(2) 鈴鹿青少年センターの改修・運営管理、鈴鹿青少年の森の運営管理（PFI事業）

契約額 4,770,405,068円

契約相手方 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社

※本事業のために設立されたSPC（特別目的会社）

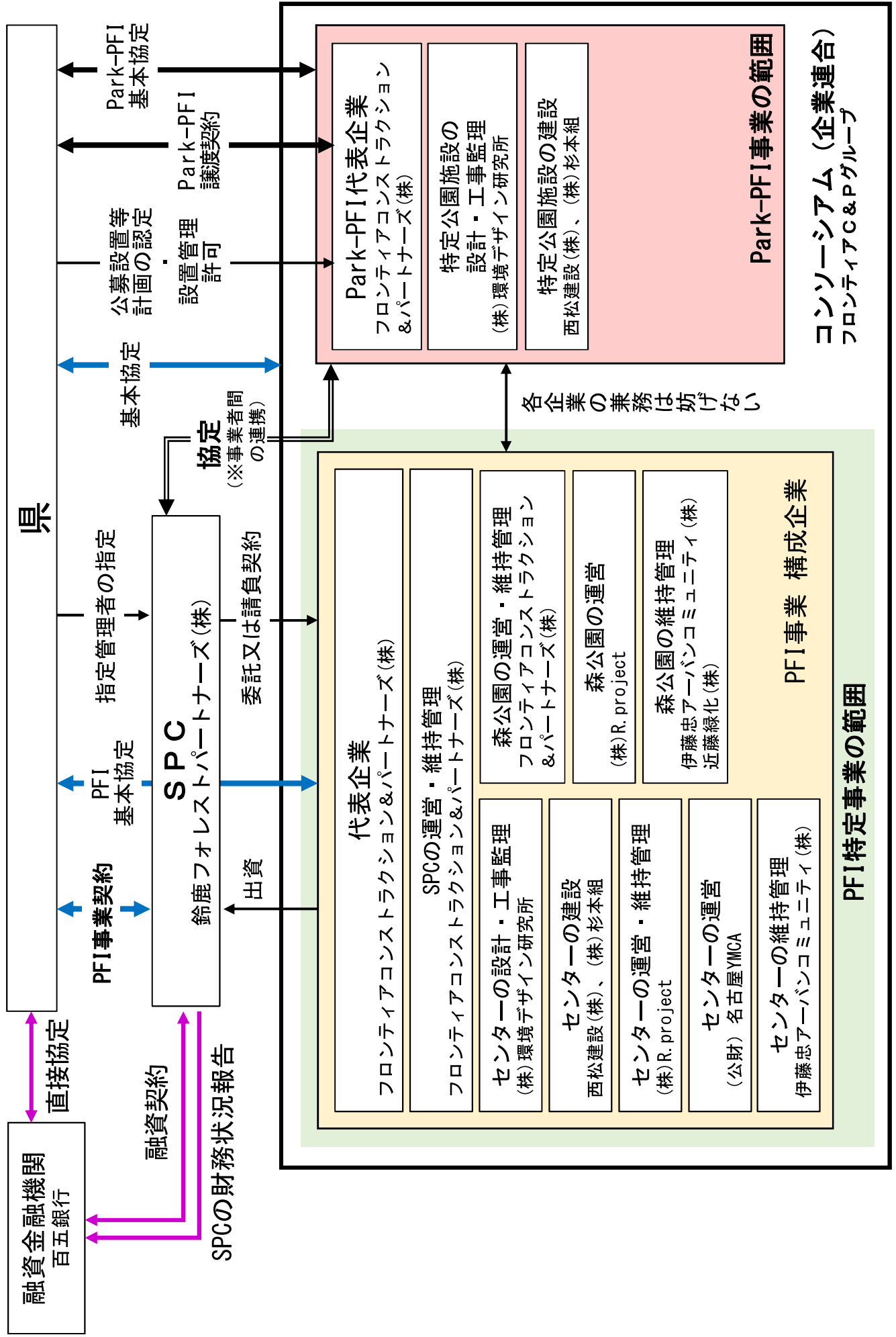
内容 ① 鈴鹿青少年センター

設計・改修業務、運営・維持管理業務（指定管理）

② 鈴鹿青少年の森（特定公園施設を含む）

運営・維持管理業務（指定管理）

4 契約形態



5 モニタリング

(1) モニタリングとは

モニタリングとは、事業者が行った業務の内容が、提案内容を含む要求水準を満たしているか、また、業務の安定性・継続性が確保されているかについて監視し、その結果を事業者へのサービス対価の支払いに反映させることによって、官民の適切な役割分担に基づく低廉かつ良質かつ公共サービスの実現することを目的として行うもの。

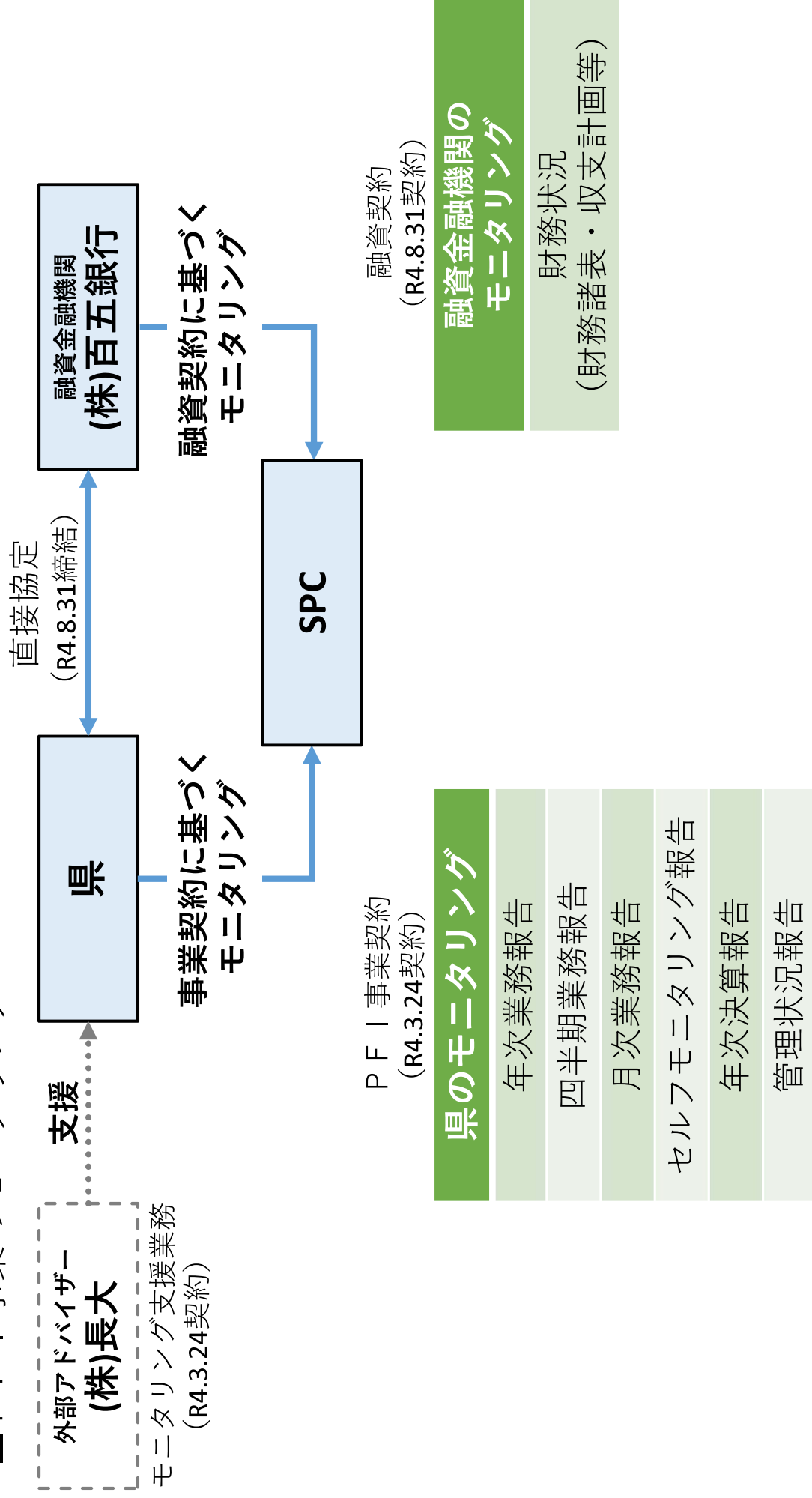
(2) モニタリングの必要性

PFI事業の事業期間中に、施設が利用できない、施設・設備の不具合が発生した、事業者の財務状況が悪化した等の事態が発生する可能性があり、このような事態を未然に防ぎ、サービスの質を維持し、不具合が発生したときに適切な処置をとるために、モニタリングの実施が必要。

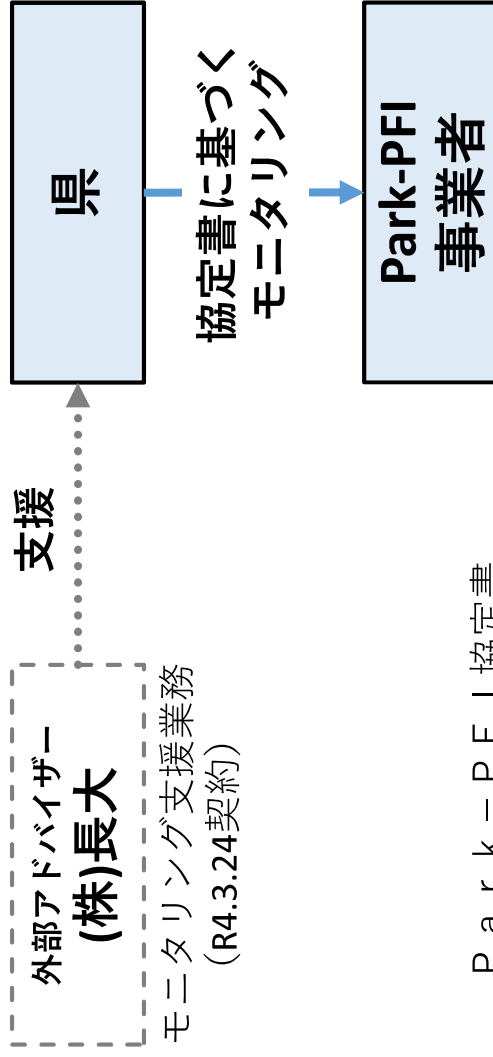
6 モニタリングの実施体制と方法

(1) モニタリングの実施体制

■ P F I 事業のモニタリング



■ Park-PFI 事業のモニタリング



Park-PFI 協定書
(R4.1.28締結)

県のモニタリング

建設モニタリング

年次業務報告

四半期業務報告

月次業務報告

セルフモニタリング報告

(2) モニタリングの方法

<県のモニタリングの実施手順（PFI事業・Park-PFI事業）>

- ① 事業者がセルフモニタリングを実施し、各種報告書等を提出
- ② 提出された報告書等について、外部アドバイザーが県の確認作業を支援
- ③ 県は、①②の報告内容をもとに、要求水準等の内容が業務に反映されていることや、業務の安定性・継続性が確保されていることなどを確認

※PFI事業で、事業者の責により要求水準等を満足していないと判断される場合は事業契約に従い、改善要求措置やサービス購入料（県からの支払い）を減額

<融資金融機関のモニタリングの実施手順（PFI事業）>

- ① 実際の資金の流れをリアルタイムで把握し、個別の収入・収支について時期や金額の妥当性を検証
 - ② 事業者が提出する財務に関する書類（財務諸表・収支計画等）を精査し、事業の変調を早期に把握
- ※県は、直接協定に基づき、融資金融機関が実施したモニタリング情報の提供を受ける

7 主なモニタリングの内容

① PFI事業（森公園の運営・維持管理）

■事業者が提出する報告書等（運営・維持管理業務）

提出先	項目	時期	確認内容	参考（指定管理）
県	年次業務報告書	年度終了後 1ヵ月以内	<ul style="list-style-type: none"> 業務報告書（月報）の内容を年間で集計 管理状況の報告 自主提案事業の報告内容 など 	<ul style="list-style-type: none"> 下記業務の実施状況 植物管理、清掃管理、 保守点検、修繕、利用促進
	四半期業務報告書	四半期最終月の 翌月10日まで	<ul style="list-style-type: none"> 業務報告書（月報）の内容を四半期で集計 その他必要な事項 	—
	月次業務報告書（月報）	翌月10日まで	<ul style="list-style-type: none"> 実施した業務内容 両施設の運営業務報告 両施設の維持管理業務報告 など 	<ul style="list-style-type: none"> 下記業務の実施状況 植物管理、清掃管理、 保守点検、修繕、利用促進 公園利用者数
	セルフモニタリング報告書	翌月10日まで	<ul style="list-style-type: none"> 県と合意して実施したモニタリングの状況 モニタリングを行った結果発見した事項 要求水準未達が発生した場合の内容など 	—
県	年次決算報告書	年度終了後 3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> SPCの収支結果の報告など (公認会計士又は監査法人の監査済みのもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 収支決算書・損益計算書 貸借対照表及び財産目録など
	管理状況報告	年度終了後 1ヵ月以内	— ※年次業務報告書に記載	<ul style="list-style-type: none"> 管理業務の実施状況 管理業務にかかる収支状況 など

※上記の確認に加え、三重県監査委員事務局による「財政的援助団体等監査」の対象（5年毎）

■事業者が提出する報告書等（財務諸表・収支計画等）

提出先	項目	時期	確認内容	参考（指定管理）
金融機関	資金の流れ	随時	<ul style="list-style-type: none"> 収入・収支の時期や金額 	—
	財務諸表・収支計画等	年度終了後 3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> SPCの収支結果の報告など (公認会計士又は監査法人の監査済みのもの) 	—

② Park-PFI 事業

■施設の整備におけるモニタリング項目

提出先	項目	時期	確認内容	参考 (指定管理)
県	建設モニタリング	随時 (R5.2完了予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公園施設・公募対象公園施設 (カフェ等) の施工状況 ・特定公園施設・公募対象公園施設 (カフェ等) の完了検査 	—

■公募対象公園施設管理業務責任者が提出する報告書等

提出先	項目	時期	確認内容	参考 (指定管理)
県	年次業務報告書	年度終了後 1ヵ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書 (月報) の内容を年間で集計したもの ・自主提案事業の報告内容 ・トラブル等があった場合はその内容、など 	—
	四半期業務報告書	当該四半期の 最終月の 翌月10日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書 (月報) の内容を四半期で集計したもの ・その他必要な事項 	—
	月次業務報告書 (月報)	翌月10日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・実施した業務内容、公募対象公園施設等設置管理業務者 ・施設管理台帳に記載の内容 ・トラブル等があった場合はその内容 ・光熱水費の分析 ・その他必要な事項 	—
	セルフトラッキング報告書	翌月10日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・県と合意して実施したモニタリングの状況 ・モニタリングを行った結果発見した事項 ・要求水準未達が発生した場合の当該事象の内容、発生期間、対応状況 ・要求水準未達が発生した場合の今後の業務プロセスの改善方策、など 	—

8 今後のスケジュール

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和22年度
8月				
8月	工事着手（ロードサイドエリア（森公園）） 融資契約締結（事業者・融資金融機関） 直接協定締結（県・融資金融機関）			
3月	事業契約・指定管理者の指定等			
	2月			
	特定公園施設の指定管理開始 第一期（ロードサイドエリア（森公園））オープン			
	4月			
	森公園（全体）指定管理開始			
			4月	
			第二期（センター） リニューアルオープン	
			9月	
			モニタリング状況の 議会報告（毎年実施）	
				3月
				事業完了

Par k - P F I
ロードサイドエリア（森公園）施工状況



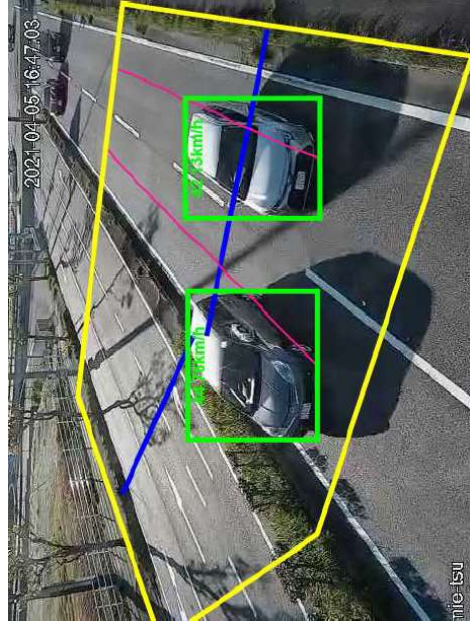
(3) 津駅周辺道路空間の整備、AIカメラの活用方針 及び適切な路面標示の維持管理 について

重点調査 ポストコロナを見据えた地域づくり

■ 津駅周辺道路空間の整備

重点調査 次世代につなぐ道路整備と交通安全対策

- AIカメラの活用方針
- 適切な路面標示の維持管理



津駅周辺道路空間の整備方針の概要

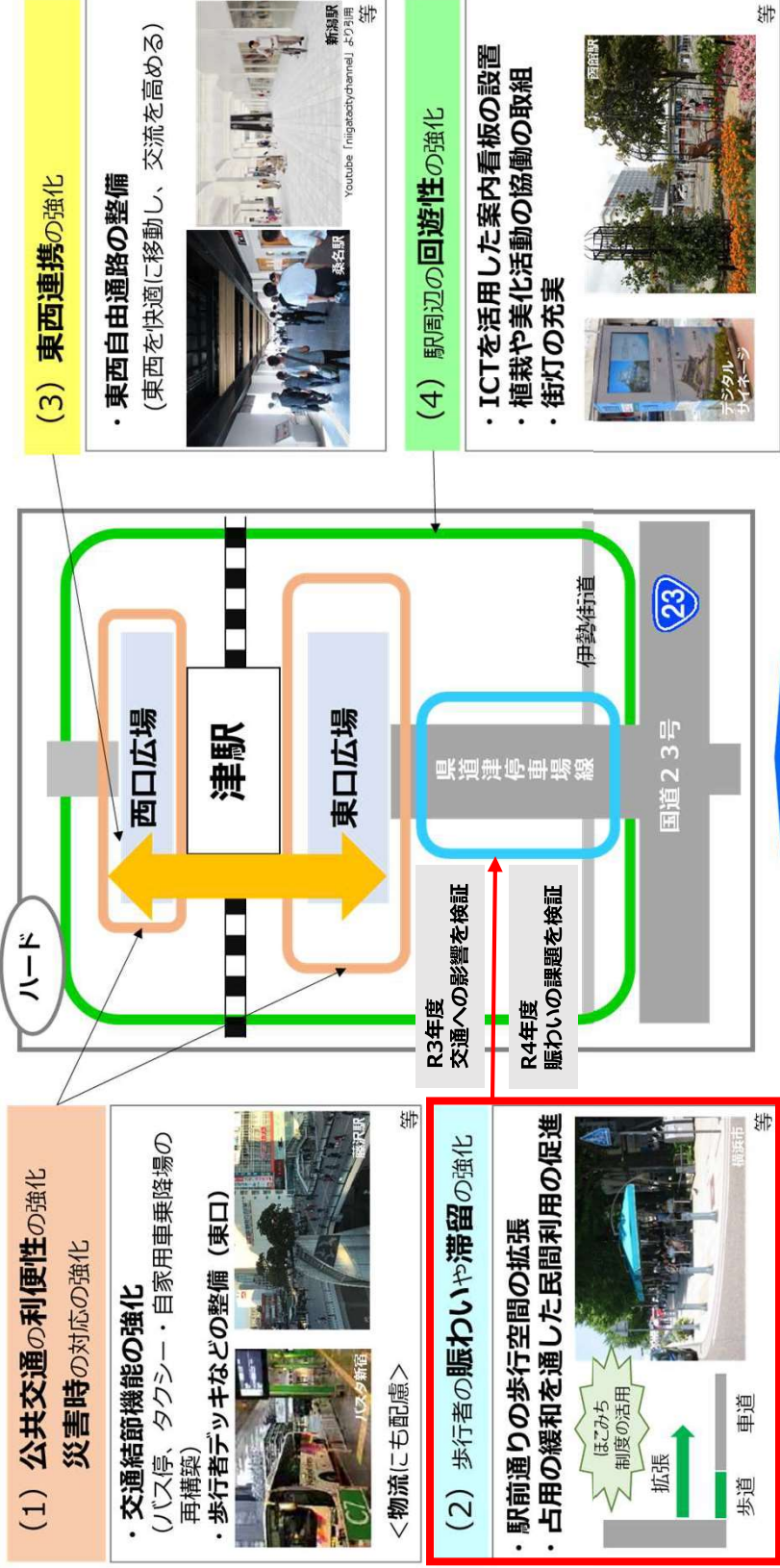
～津駅周辺道路空間の整備～ (1/5)



令和4年3月 津駅周辺道路空間の整備方針を策定

地方都市が主役のポストコロナ時代において

みえ県都の顔となり、**地域の活力**を引き出し、**災害にも強い空間**へと再生



※写真はイメージであり整備内容を決定するものではありません

新たな技術や仕組みを取り込みながら、**継続的な進化**

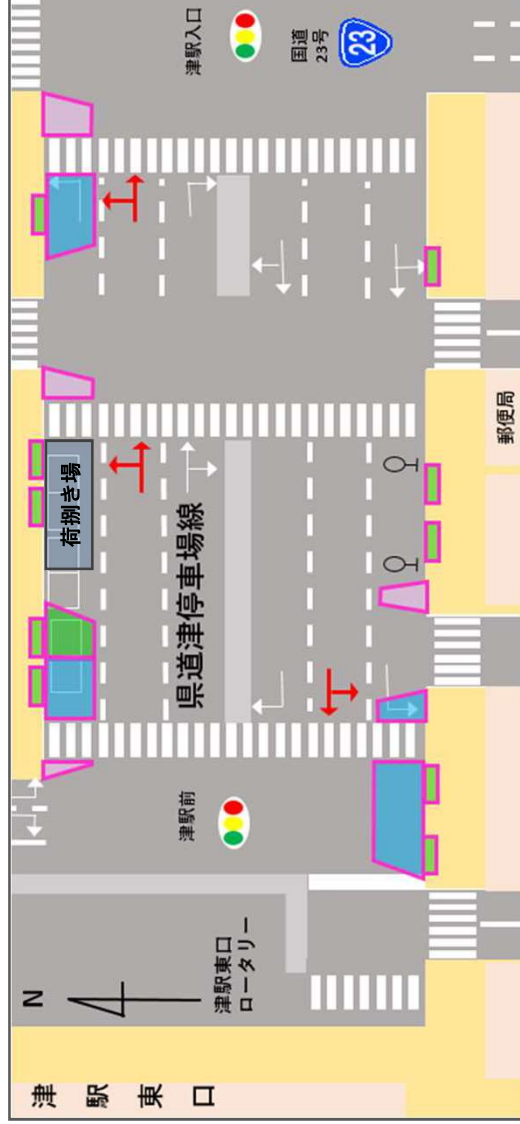
賑わいの社会実験の概要

～津駅周辺道路空間の整備～ (2/5)

令和4年3月策定した津駅周辺道路空間の整備方針における歩行者の賑わいや滞留機能の強化に向け道路空間における賑わいの創出及び課題・ニーズを把握する

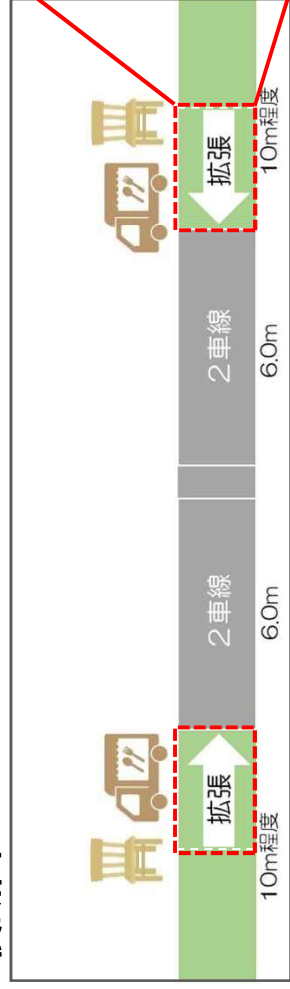
- **賑わいの社会実験の実施日** (令和4年10月19日～10月30日 (各日10時～18時))
- **平日**:津駅周辺の**オフィスワーカーのランチ 休日**:**家族向けイベントとファミリー層**
- R3年のアンケートの結果から**キッチンカー**や**テーブル・イス**を配置し、**賑わいの創出**を図った

平面図



- 店舗の出店など
- テーブル・イスなど
- 規制なし (スペースが狭い)

横断面



拡張した歩道空間



社会実験の状況 (全景)



賑わいの社会実験の様子 (速報版)

延べ約6,500人来場

■ 普段の津駅との比較



(連日の大賑わい)



社会実験前



インタビュー状況



取材状況

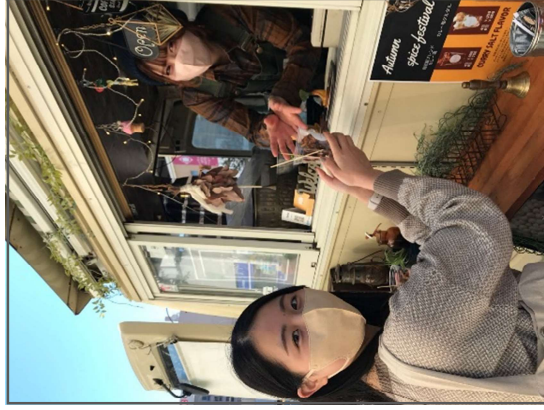
■ 賑わい状況が多くの報道機関 (放送局: 3局、新聞社: 4社) で取り上げられました

社会実験中

■ その他、複数のHPPやSNSでも取り上げられました

■ キッチンカー・物販の出店者 23店舗(延べ50店舗)

■ 働くクルマ等のイベント数 4回



インタビュー状況

延べ利用者数

約5,200人



取材状況

延べ利用者数

約1,300人

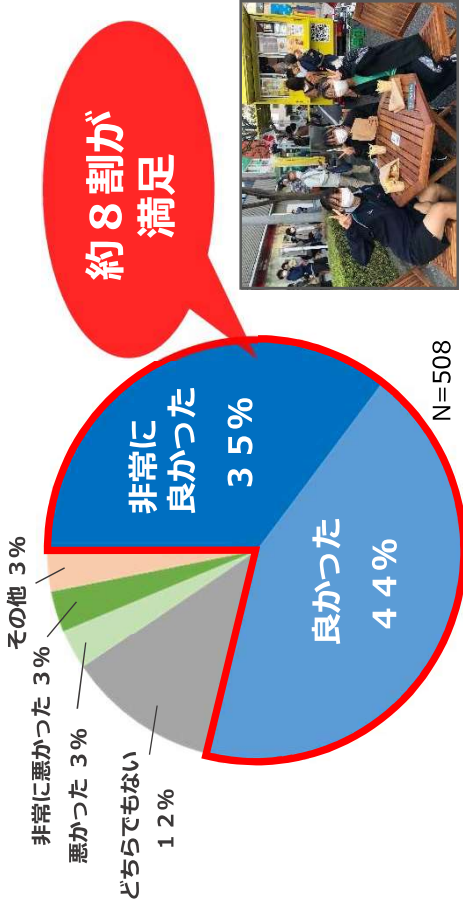


取材状況

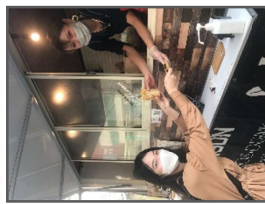
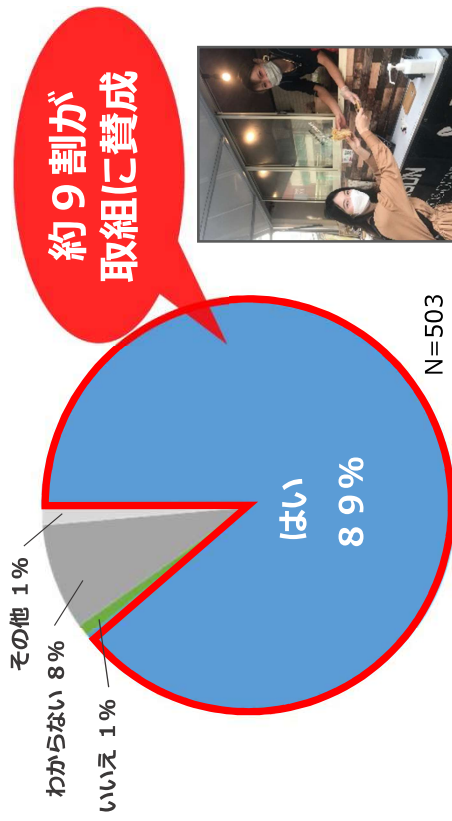
賑わいの社会実験のアンケート結果 (速報版)

回答者：508人

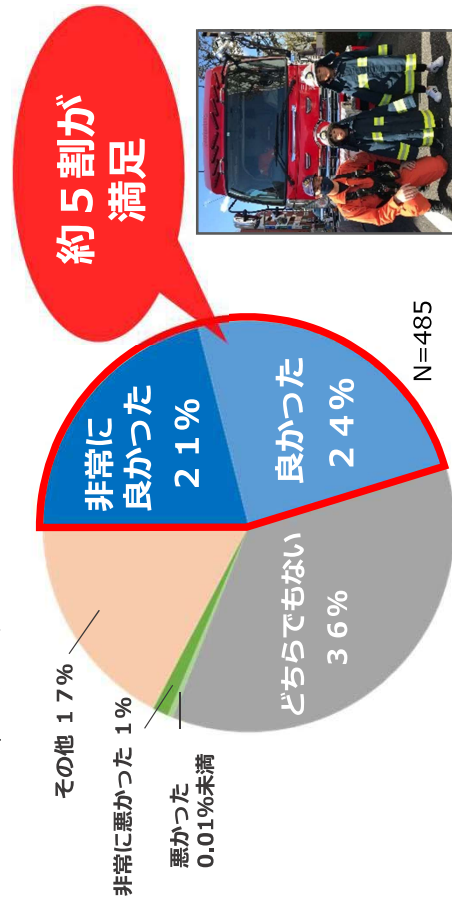
■ キッチンカー・物販の出店について



■ 今後も取組を続けた方が良いか



■ 働くクルマ等のイベントについて



現場の声がありました

キッチンカー等の利用者

「次回はいつするの?」

「津駅とは思えない」

沿線住民

「賑わって良かった!」

出店事業者

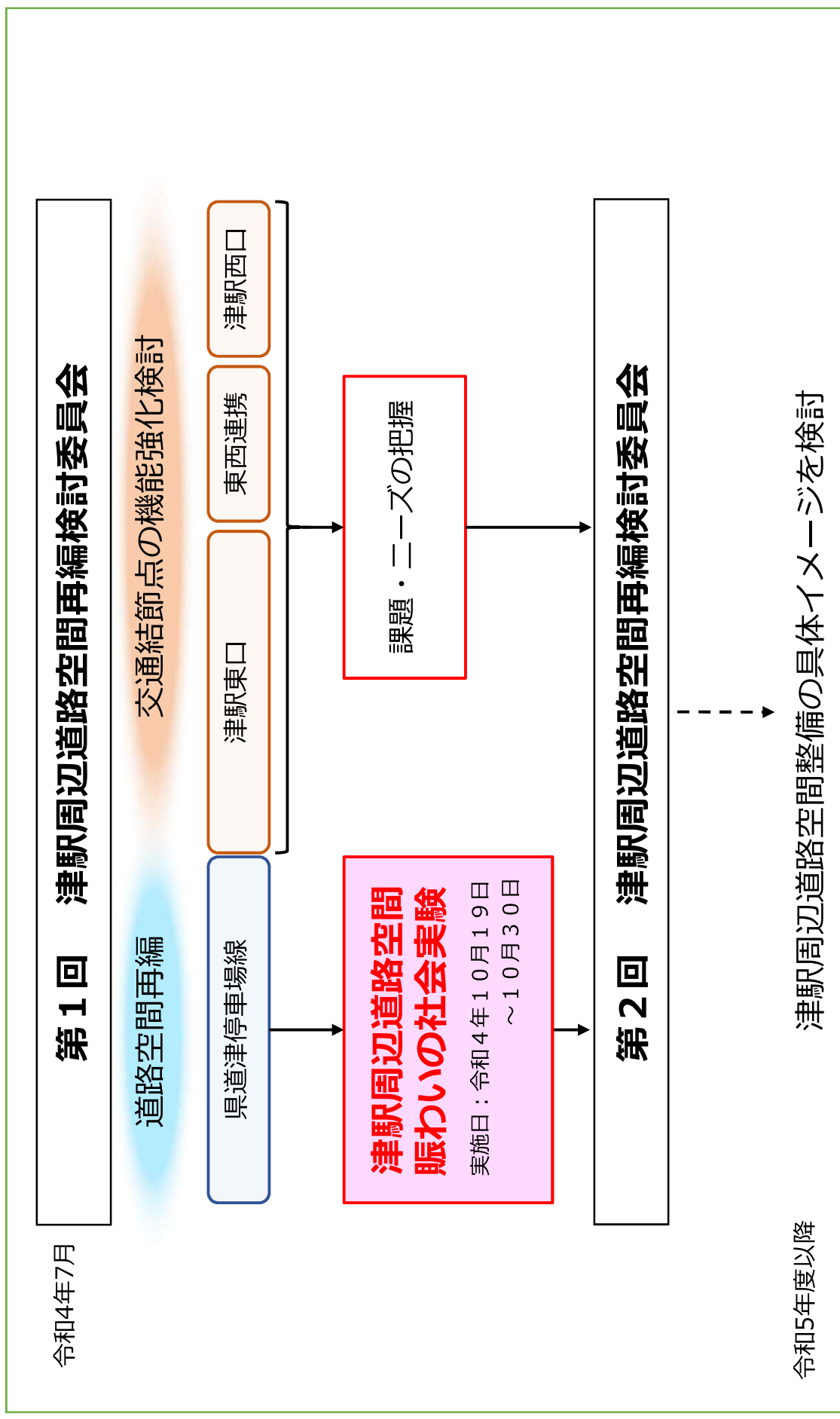
「ぜひまた出店したい」



成果 道路空間の再編により、賑わいの創出が可能であることがわかった

課題 荷捌き場への一般車両の駐車による荷捌き作業の混乱が一部で見られた

今後の検討の流れ

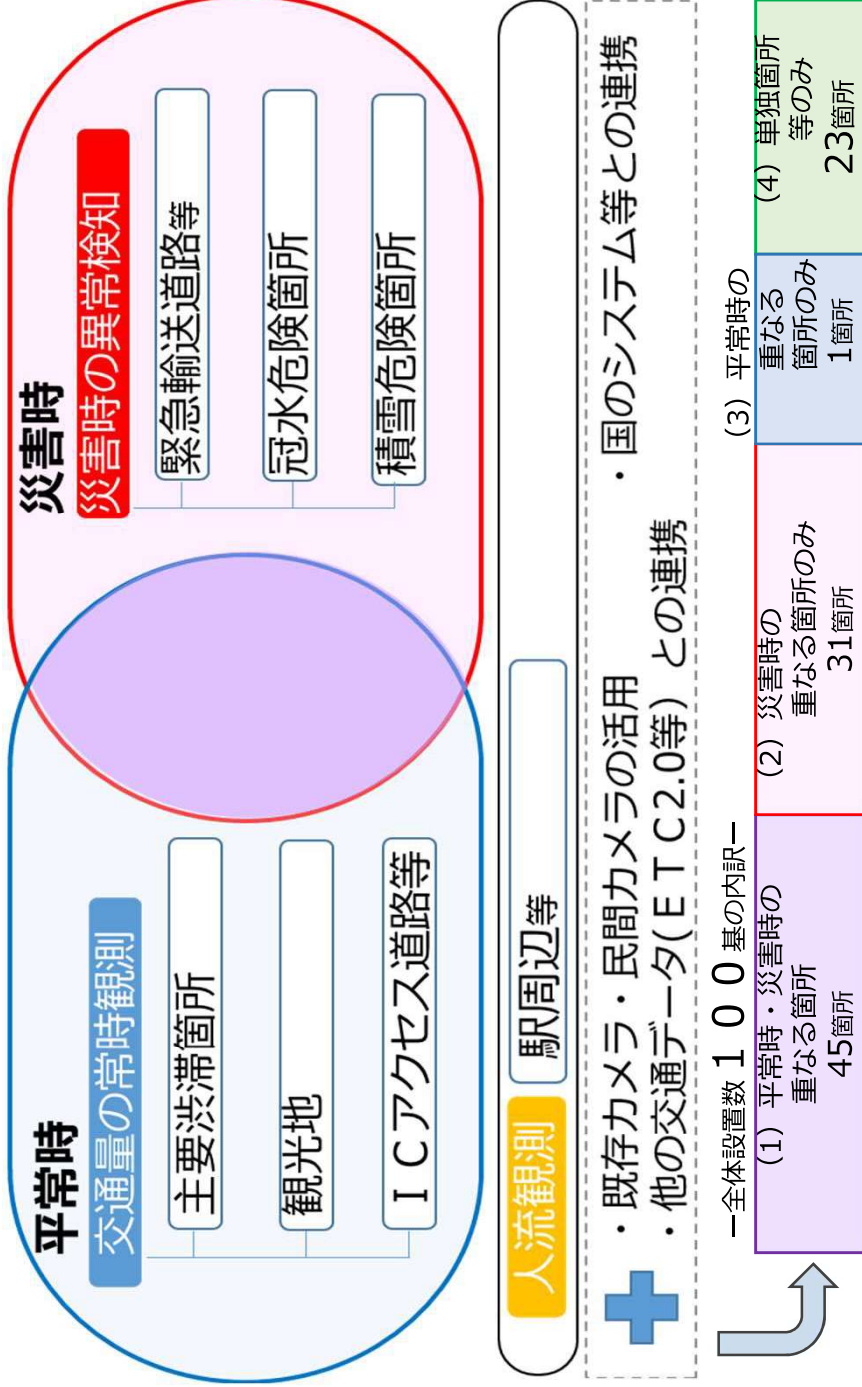


引き続き検討委員会の意見を踏まえながら、計画の具現化を進めていきます

道路DX中期計画Ver.1からVer.2へ (概要)

(Ver.1) 平常時や災害時におけるA Iカメラ等による観測体制の拡充

安全で円滑な通行を確保するため、AIカメラの設置（100基）を計画的に推進中。



今後の設置計画

R4年度内に
AIカメラを
10基を新設 (予定)
(残る42基はR8年度末迄に
順次設置予定)

現在の設置数

合計48基

AIカメラ：10基
CCTVカメラ：20基
民間カメラ：18基

(Ver.2) A Iカメラ等拡充に伴う活用方針

AIカメラ等の拡充により、的確な情報発信、道路管理の強化・効率化、道路空間再編などに活用。

的確・迅速な情報発信

道路管理の強化・効率化

道路空間再編、渋滞・事故対策への活用

※具体例は次項

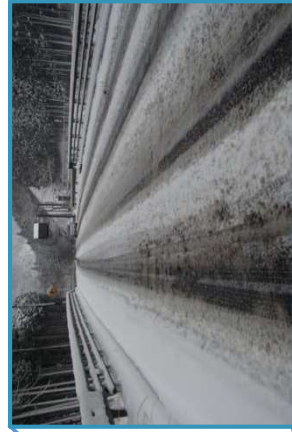
道路DX中期計画Ver.2 (的確・迅速な情報発信) の概要

的確・迅速な情報発信

■安全・円滑な交通の支援

道路カメラ設置箇所の静止画をHPを積極的に公表。
道路状況をリアルタイムにドライバーに向けて共有し、ドライバーの判断による迂回の支援により、**事故等の未然防止**を図ります。

積雪箇所等を回避することが可能



ドライバーの判断による渋滞箇所等の迂回の支援

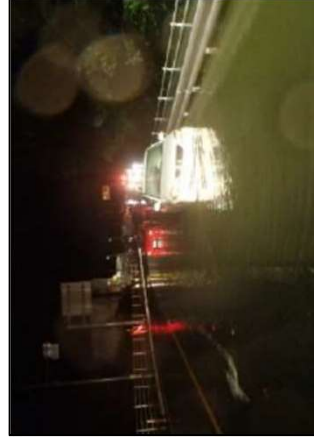


HPで情報提供

■災害時の交通情報の発信

道路監視カメラの配備・拡充に加え、ドローン等も活用し、効率的に情報を収集。
災害や通行止め等が発生したら、**道路規制情報をHP**で積極的に公表し、**安全な避難行動を促進**します。

道路監視カメラの配備・拡充

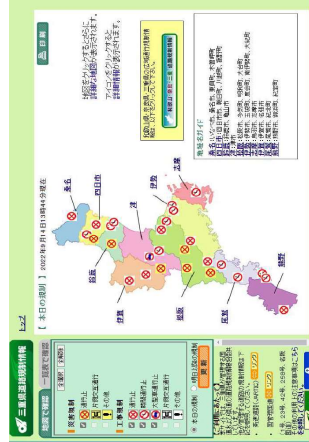


ドローン等も活用した情報収集



積極的な情報発信

県HPにて道路規制情報の共有



日本道路情報センターとの連携



更なる切れ目のない道路情報の提供と的確かつ迅速な情報発信に向けて取組を進めます

道路DX中期計画Ver.2 (道路管理の強化・効率化) の概要

道路管理の強化・効率化

■ 道路冠水対策

現在活用している路面冠水警告システムによるアラートが発動した際に、冠水危険箇所を設置されたカメラによりリアルタイムで状況を確認し、**迅速な安全対策**につなげます。

アラート発動時にカメラ画像を確認



アラート発動時に**迅速な安全対策**を実施



■ 道路雪氷対策

AIカメラを活用し、降雪による車両のスタック状況を検出し、また気温計や降雪標との併用によるアラートを設定。

アラート発動時には、**迅速な除雪作業**につなげます。

スタック状況を検出



アラート発動時に**迅速な除雪作業**を実施



災害時等における信頼性の向上に向け取組を進めます

道路DX中期計画Ver.2 (道路空間再編、渋滞・事故対策) の概要

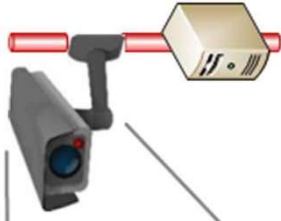
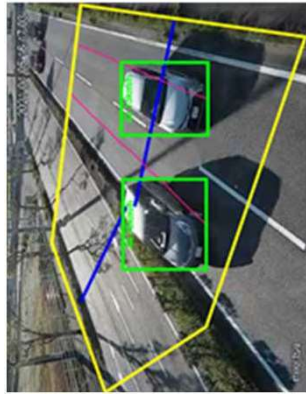
道路空間再編、渋滞・事故対策への活用

■ 渋滞対策

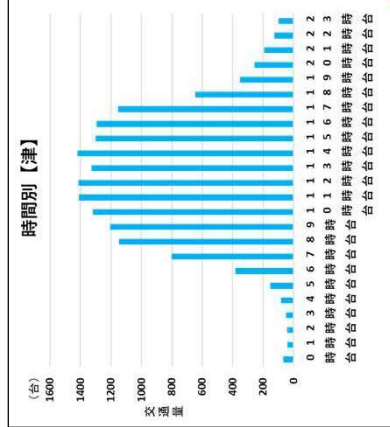
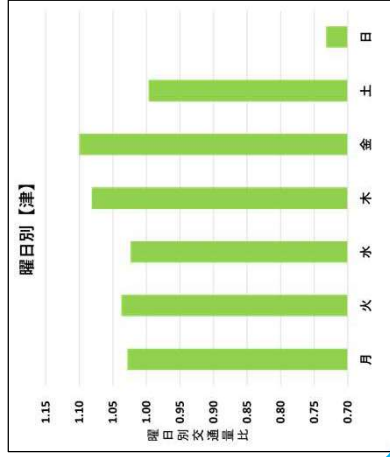
AIカメラによる交通量データ等を収集し、データ分析を実施し、曜日や時間帯などの道路交通特性を公表。

ピーク時間帯の交通の抑制を促します。

AIカメラにより交通量・速度データを収集



曜日・時間帯などの交通特性を公表



■ 道路整備マネジメントへの活用

道路利用の多様化、渋滞・事故対策への対応等、道路行政を取り巻く環境への対応に**AI技術を活用**。

道路空間再編への活用



渋滞対策への活用



事故対策への活用



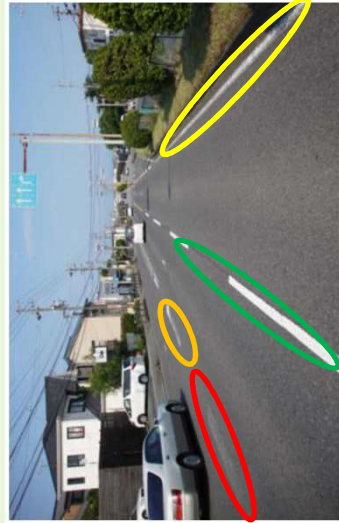
安全で快適な走行環境の提供に向け取組を進めます

道路DX中期計画 Ver. 2 を通して
AI 技術を活用した道路整備マネジメントの新たなステージへ

AIを活用した路面標示の維持管理

道路の路面標示には、道路管理者が管理する道路の路側帯や中心部の白色の区画線と、県警察が管理する横断歩道や停止線等の交通規制に関する道路標示があり、県が管理する路面標示は約10,000km。

→ 車載カメラ映像（静止画）から人の判断により剥離度を判定し、帳票や地図を作成する



従来の路面標示の点検

剥離度区分	剥離度の目安	剥離の状態	目視判断	状況
I	0～50% 剥離なし	剥離なし、わずかに剥離あり	・剥離なし、わずかに剥離あり ・視認性は確保	
II	50～70% やや剥離あり	ある程度剥離が認められる	・ある程度剥離が認められる ・夜間や降雨時など状況によっては視認性の確保が困難	
III	70～90% 進んでいる	剥離が進んでいる	・剥離が進んでいる ・夜間や降雨時など状況によっては視認性の確保が困難	
IV	90～100% 極めて進んでいる	剥離が極めて進んでいる	・剥離が極めて進んでいる ・区画線が見えず、視認性の確保は困難	

【課題】

- ・剥離度判定に多大な時間と労力が必要。
- ・技術者により剥離度の判定に差が生じる可能性。
- ・帳票や地図作成にも時間と労力が必要。

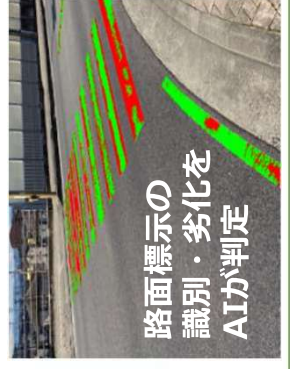
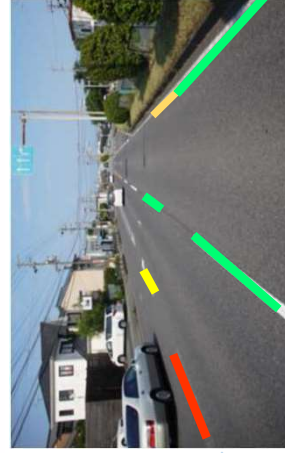
同じ課題を持つ県警察とともに、三重大学の協力を得て、**路面標示劣化検知システムの開発**を令和3年度に着手

→ 車載カメラで撮影した座標情報付の画像（動画）データをAIで処理し、剥離度を帳票や地図で表示

(ドライブレコーダーで撮影)



路面標示の
識別・劣化を
AIが判定



剥離度のデータベース化

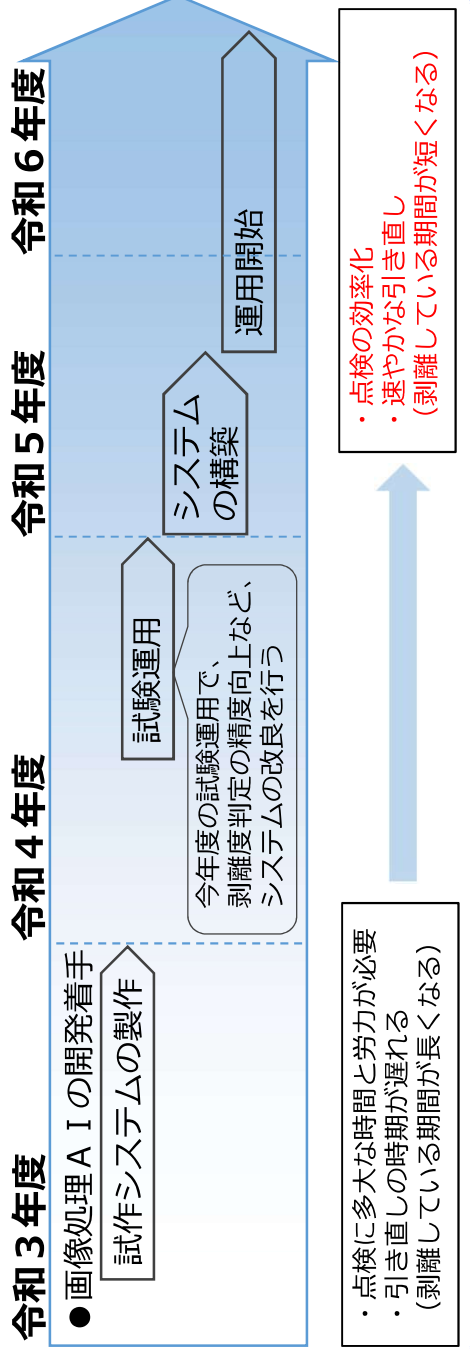


【課題解消】

- ◆ 短時間で**効率的な調査**が可能
- ◆ 剥離度の判定にバラツキが生じない
- ◆ 帳票や地図作成の効率化

AIを活用した路面標示の維持管理

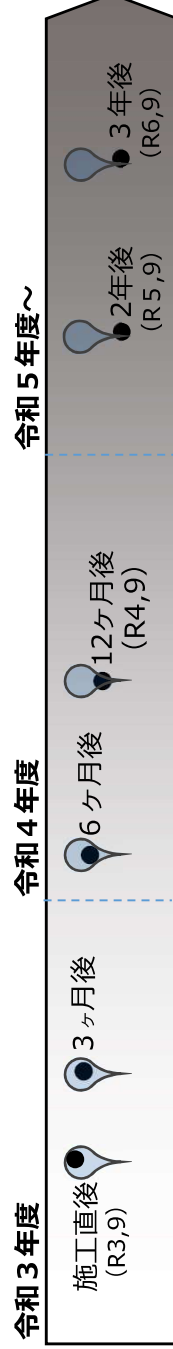
路面標示劣化検知システム



効果的な塗料選定の取組み

路面標示に通常使用する塗料と高耐久性塗料の耐摩耗性能比較や設置場所の違いによる剥離の進行度などをモニタリングし、高耐久性塗料の効果的な活用方法を検証する。

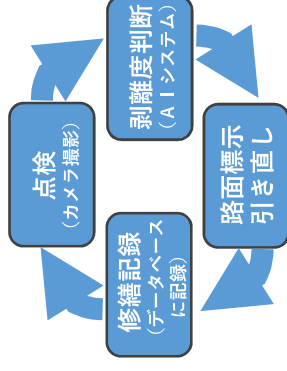
直轄国道事務所、県警察、県で組織する「三重県内道路路面標示連絡調整会議」で、各管理者が連携し、直線部、曲線部、交差点部の計166箇所でもモニタリング調査を実施。うち77箇所でも高耐久性塗料を使用



モニタリング調査結果の検証

高耐久性塗料の有効な箇所での使用を検討・実施

維持管理サイクル



路面標示劣化検知システムの活用により、

- 維持管理業務の**省力化**と**効率化**
- 維持管理サイクルの**循環により**、剥離度合と修繕履歴の**データベース化**
- 道路通行の安全性や維持管理コストを考慮した、**適切な引き直し計画を策定**

さらに

高耐久性塗料を効果的に活用することにより、

路面標示の**“剥離度Ⅱ以内の水準の維持”**および**“高耐久化”**を目指す

(4) 令和5年度予算の確保に向けた国への要望について

本県では、政府予算案策定に向けて、本県の施策の展開に必要な予算確保や政策実現に必要な重要課題等について、国への要望を行っているところです。

今回、県土整備部からは、下記4項目について国土交通省等に要望しました。

1 要望活動日

令和4年11月16日(水)～18日(金)

2 要望項目（詳細は別冊資料のとおり）

- ① 災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の協力かつ計画的な推進
- ② 安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワーク・拠点整備の推進
- ③ 災害に強い県土づくりのための河川・海岸整備の推進
- ④ 魅力ある地域づくりの基礎となる社会資本整備の推進

3 要望先

内閣官房、財務省、国土交通省



(5) 三重県公共事業評価制度の見直し



1. 三重県公共事業評価制度

三重県公共事業評価制度は、事前評価・再評価（事中評価）・事後評価の各評価システムによる一体的に機能した評価サイクルの構築を図ったものであり、これらのシステムにより評価することで、公共事業のより効率的、効果的な実施や透明性の向上を目的としています。

公共事業事前評価システム

公共事業総合推進本部にて県全体の公共事業間の予算調整を行うため、県独自に、各部の公共事業を6分野に再構築し、分野内で各事業を定量的に評価し優先度を決定。

事前評価



事業実施

再評価

公共事業再評価システム

事業着手後一定期間を経過した事業を対象に、事業進捗等を審査し、事業の継続、中止を決定
条例により第三者委員会を設置（公共事業評価審査委員会）



事業完了

事後評価

公共事業事後評価システム

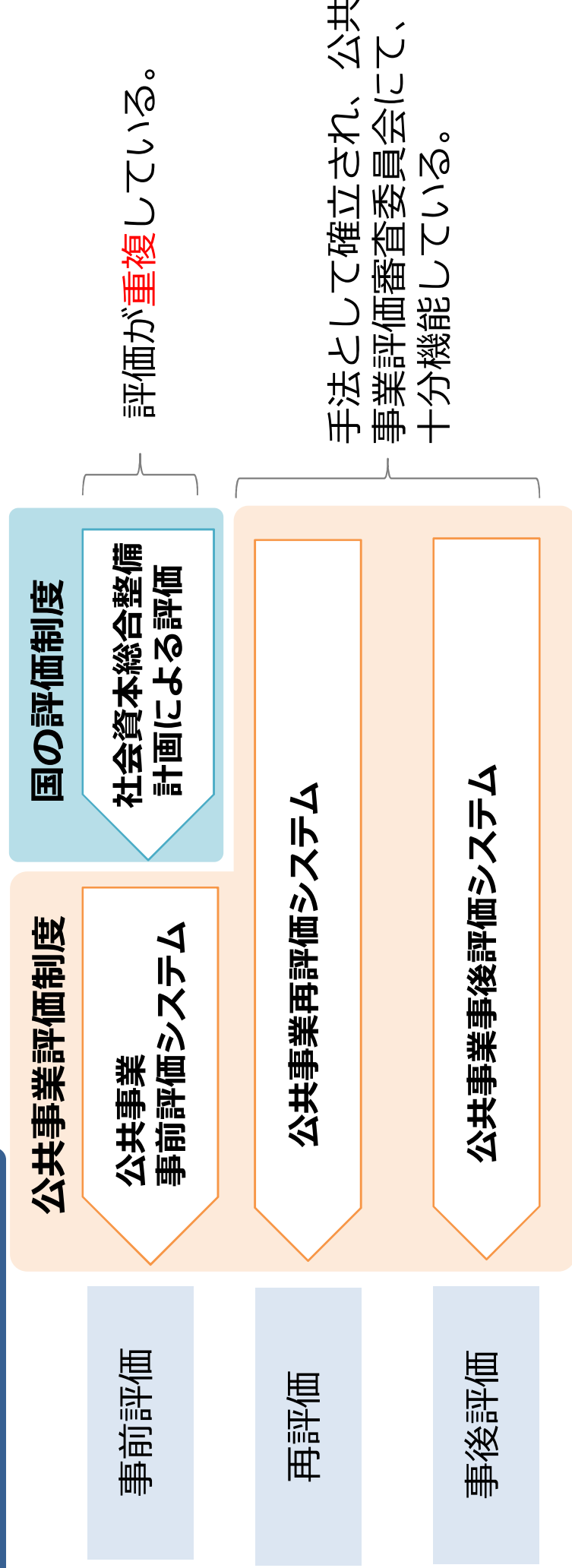
事業完了後一定期間を経過した事業を対象に、事業効果等を評価
条例により第三者委員会を設置（公共事業評価審査委員会）



2. 見直しの背景

- ① 公共事業の予算調整について、平成30年度より公共事業総合推進本部にかわり、各部署が県総合計画や行動計画に基づき、施策の重要性により決定するようになった。
- ② 社会情勢の変化により事業の評価が多様化し、各事業で実施する国の評価制度が確立

事業評価の現状





3. 事前評価システム見直しの視点

現状、事前評価は①**県独自の評価制度**に加え、各事業毎に②**国の評価制度**にて実施しており、**評価が重複**していることから、今後は多様化した社会情勢を反映して定量的かつ定性的に評価を行う、②**国の評価制度に統一して実施**。

①【県独自の評価制度】

公共事業総合推進本部にて、事前評価システムを用いた定量的評価により県全体の公共事業施策を統一指標により評価。

②【国の評価制度】

多様化する社会情勢を背景に、個別の公共事業施策を定量的評価に定性的評価を加え評価。

＜補助事業整備計画＞

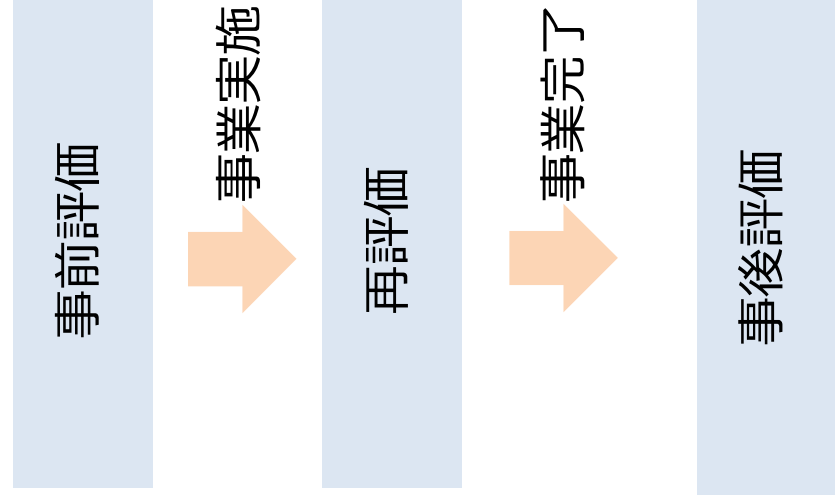
- ・ 公共事業の多くが補助事業（個別補助・交付金）
- ・ 事業内容に即した定量的な指標による目標を設定し、費用対効果を含む定量的評価と定性的評価を実施。

〔 県単事業（草刈り、堆積土砂撤去）や補修事業（施設修繕）は、限られた予算で必要箇所を執行しており、評価するものではない。 〕



②【国の評価制度】

- 事前評価については、**国の評価制度に基づき各事業別で実施している事前評価手法による評価**とする。
- 再評価システム、事後評価システムについては、条例に基づいた審議による評価であり、既に国の評価制度に基づく評価手法により、各事業別に評価しているため**継続**する。



国の評価制度

個別の公共事業施策を定量的評価に定性的評価を加え評価

公共事業再評価システム

事業着手後一定期間を経過した事業を対象に、事業進捗等を審査し、事業の継続、中止を決定

条例により第三者委員会を設置（公共事業評価審査委員会）

公共事業事後評価システム

事業完了後一定期間を経過した事業を対象に、事業効果等を評価

条例により第三者委員会を設置（公共事業評価審査委員会）

(6) 審議会等の審議状況について（令和4年9月15日～令和4年11月20日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和4年10月18日
3 委員	委員長 岡 良浩 委員 大野 研 他4名
4 諮問事項	公共事業事後評価実施事業 ・砂防事業（松ヶ久保川） ・砂防事業（松の木谷川） ・砂防事業（奥西谷）
5 調査審議結果	事後評価実施事業について、事業の評価結果の妥当性が認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県営都市公園指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和4年10月26日
3 委員	委員長 板谷 明美 委員 大西 研一 他3名
4 諮問事項	ヒアリング審査及び総合審査について
5 調査審議結果	三重県営都市公園北勢中央公園他3公園に係る次期指定管理者の申請団体から提出された提案書類等の審査を行い、指定管理候補者の選定について答申された。
6 備考	